各都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官 (公印省略)

雇用保険法施行令等の一部改正について

令和6年能登半島地震により著しい被害を受けた職業能力開発校等の施設の円滑な運営を確保するため、今般、雇用保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第112号)及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第66号)が本日付けで公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました(別添参照)。

改正の主な内容は、下記1及び2のとおりであり、また、この改正に伴い関係 通達を下記3のとおり改正しましたので、御了知のほどお願いいたします。

また、関係県にあっては、これらの運用に遺漏のないよう御配慮をお願いいた します。

記

1 雇用保険法施行令の一部改正関係

雇用保険法施行令(昭和50年政令第25号。以下「施行令」という。)の一部を改正し、施行令附則第9条として、新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する令和6年度における職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費)の適用について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げることとし、令和6年4月1日より施行することとすること。

2 雇用保険法施行規則等の一部改正関係

雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「施行規則」という。) の一部を改正し、施行規則附則第 17 条の 5 の 3 として、令和 6 年能登半島地震 に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に 必要な施設又は設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する令和5年度における職業能力開発校設備整備費等補助金(認定職業訓練助成事業費)の適用について、国から県への補助率を1/2から2/3に、国の負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げることとし、令和6年4月1日より施行することとすること。

3 関係通達の一部改正関係

1及び2を踏まえ、平成16年3月26日付け厚生労働省発能第0326003号「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)交付要綱について」別紙「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費)交付要綱」を改正し、新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震による著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和6年度の補助率については、別表中、「都道府県立職業能力開発校等建物・機械」の項の補助率の欄中「1/2」とあるのは「2/3」とすることとした。

また、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域内において認定職業訓練の実施に必要な施設又は設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の令和6年度の補助率については、別表中、「(施設費及び設備費)都道府県が設置整備するもの」の項の補助率の欄中「1/3」とあるのは「1/2」と、「(施設費及び設備費)上記以外」の項の補助率の欄中「1/2」とあるのは「2/3」と、「1/3」とあるのは「1/2」とすることとした。

これらの改正は、令和6年4月1日より施行することとすること。

政令第百十二号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、 雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定

する。

雇用保険法施行令 (昭和五十年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加える。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第

二項、 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和四十一

年法律百三十二号)第二十四条第一項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭 和 五十一 年法律第

三十三号)第四十七条の規定に基づき、 雇用保険法施行規則等の 部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第一 条 雇用保険法施行規則 (昭和五十年労働省令第三号) の一部を次の表のように改正する。

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

用 助 成 金

改

正

後

百 余主に 0 対 三 L 雇 用 支 調 ス給するもの 調整助成金は は、 0 とする。 次 0 各 号 0) 1

第 次 0 カン 当する 主 で るこ ず れ にも該 当す á

を除 金であ され する つい 目 日 及 べくことが関している。 保 的 \mathcal{O} 前) を 行 て次の 知識 た期間 < . 号いのず び 険 前 لح つて職 するもの 日 者 日 以下この 等 雇労働被保険者並 に 事れ こい、当該休業等に係る手当又は賃金を支払つた事ものをいう。以下この条において「休業等」とい技能又は技術を習得させ、又は向上させることをいずれにも該当する休業又は教育訓練(職業に関 7明ら 雇 が お 業 業安 だらかの 解 六箇月未満 所 て当 雇 \mathcal{O} かな者を除く。い他離職の日の の他離職の日の権を予告された 条において「対象な定局長が定めるも □該事業 である被 びに (5) 主 の 翌 た被 に 雇 被 に を 保険 保険 象被保険者」という。 用 日 保 規 \mathcal{O} いに 険 定 うお。い 者その 人者とし する の支給の 安定を図るため 者 ロて 解 1において同じ。 他 定 雇 て の対象となる者図るための給付 を予 磔 告され 期 に準ずる て間 こに 雇 \mathcal{O} た 用初

(i) れ 間 るも 以 下この条におい 掲げる事業主の のであること。 区 て (「対象期間」)公分に応じて、 لح そ いれ いう。)内に行れれぞれに定める畑 わ期

であること。

が前 号イに該当する事 助 定 した日 間 指成 金 定 の支給を受け 属) た 日 す (前号イに Ź 日 が 次に 業 12 限 主 たこと 掲 る 該 当 げ 次 「する る 号 が 0 日 0 ŧ あ 届 V 当 ず る の出 る事業主にあつ!のとして過去に! n 該 0 事 際 か 遅 業 に当 主 該 日 \mathcal{O} \mathcal{O} 直 事 て 雇 翌. 前

> 調 助 成 金

> > 改

正

前

第 (百二条 事業主に対 の 三 L て、 雇 用 支給するもの用調整助成金に 0) は とする。 次 \mathcal{O} 各 号 0 1 ず れ に ŧ 該 す

る

う。 する知識、はついて次の を除 目 金 就 された期間 日 及 び いくことが関する。 一であ 的 保険者等 の前) を 行 < 前 とするも つて職 日に 日 \mathcal{O} ず 以 雇 事れ いずれ 下この 労働 明るそ が六箇 V) お 技 カン 業安 その のをいう。 能又は技術 の能 解 11 所 当該 て当 被 カ 雇 \mathcal{O} 条において「対象被保 定局長が定めるも 保 な 他 月 にも該当する休業又は を予告された被保険者その 者を除る 未満 「する (休業等に係る手当又) 険 技術を習得さ 含者並 事 であ 業主に被保 事 がに雇用 日の 業主であ < . (5) る被保険)をいう。この翌日において に規 せ、 も用のの 険 定 当又は賃金を支払つた事において「休業等」といて又は向上させることを の者 とし の支給の対象となる安定を図るための給 する 者 教育訓 険 育訓練(職業に関え者」という。)に ロて 判 に安 他 て 定 雇 対象となる者図るための給付 おして これ を予 続 てた開 告さ に 期 準 て間 じ業である。

(1) 業 (i) れ 間 るも 次に掲げる事 (以下この条におい のであること。 業 主の 区 て (「対象期間」)公分に応じて、 لح そ いれ . う。 だれに 内 定 8 に 行る わ期

主

であること。

が 号イに該当 日 助 定 成 L 指 た 日 金 日 定 L 一の支給を受け カコ 「する た日が当該事業主 5 (前号イ 起 算 事業主 して一年を超 に 該当する たことが 次 号 0 0 え 直 あ ŧ 届 てい 前 る \mathcal{O} 出 とし 0 事 \mathcal{O} るも 対象 業 際 て 主 に 期 過 0) 当 去に 間 あ に 該 限 0 0 事 て雇業 る 満

(イ) 算 日 して一 から 起 年 算 L て — 年 を 超 えて 1 る t 0) に 限 る。 カ b 起

> か 5 起 算し

> 年

当 該 事 業主 \mathcal{O} 直 前 \mathcal{O} 判 定 基 礎 期 間 に 規 定 する判

末一つ定 目い 基 て雇用調整助 礎 期 間 で あ 0 成 て 金が支給されたも 当 該 判 定 基 礎 期 0) 間(5) に 内 限る。 \mathcal{O} 休 :業等 \mathcal{O}

(1) (iv) 日 い 定 する支給対象期間当該事業主の直前 て雇用調整助成金が支給されたものに限る。 で \mathcal{O} 支 あ つて、 給 対 象 当 期 該 間 支給 次 対象期 項 第三 間号 0) に に 規

(略

(2)<u>(i)</u> 略 (5) s

兀 (略)

2 当該各号に定用調整助成る 金の 額 は、 次 \mathcal{O} 各 号に 掲 げ る 事 業 主 0) 区 分に応じ

定める額とする。

保険 の 対 されるもの 前 数_ 期 項 第一 者 間 象期間につい 内の休業等 号イ及 数 で に 除 限 る。 び同 して得た日 て、 (当該休業等に 項 \mathcal{O} 当 第二号イに 「該事業所の対象被保険者に 実 数 施 の累計 日 \mathcal{O} 延日 ついて雇用 該 日 当 2数を当 数 す うる事 次 調整助 業主で 項 該 12 事 業所 お 係る判定 あ 成金が支 7 つて、 対象 支 間

日

とい

j

が三十

日

15

達

L

た日

0

属

す

る判

定基

一礎

期

(iv)

(2)<u>(i)</u> (i)

2 三 • 兀 (略)

2 雇用調整助成金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に所した額で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基大法により算定した額の二分の一(中小企業事業主にあつてはた手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定めるた手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定めるた手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定めるた手当人に規定する休業等に係る対象被保険者に支払つて、当該各号に定める額とする。

新設

3 展調金」という。)の長に大いの関始の日以後の支給を受けようとするイに大きの人間を受けようとするイに大きの規定にかかわらたもの(以下この項に大きの規定にかかわらたまに支給を受けようとする人に大きをとなる休業等を実めれる。)の開始の日以後の支給を受けようとするという。)の する。 規 基 祭に 定 本 係る する教育訓 手 ただし 当 係 休業等を実施したものをい下この項において「基準雇、その支給日数の上限が本過去三年以内に対象期間がとするイに対する雇調金に いようとするイに 雇 る 日 用 雇 額 支給日 って 調 \mathcal{O} 用 の支給が第一項に 金 練を実施 最 高 の支給を受け 額に当 数の を受けようと 金第成 百 日 合計 (以 号 対 L Ŧ. 金 十日 する は、 該 を減じ 下こ 1 る雇調金の支給日数の上限をいう。)については、そ準雇調金」という。)の支が本文の規定に基づき算定間が開始されたイに対する金に係る対象期間の開始の

か 雇

, c

基

準

調

金

 \mathcal{O} 対

象

数

(当 雇

該日

百 期

 \exists 間

す

る た

ま 日

す

たことがあ

るもの

たイに対する雇

現のれ調か給過

の開始の

開始の日

給日数の上限は、 ついては、その明いう。) の支給の に基づき算定され

する

事 お

業主であ

0

て、

める方 は、 日 業 育 後 数 た 主 訓 0 法に で 手 が 練 判 当又 分 判 除 0 定 して ょ 定 実 基 \bigcirc ŋ 基 は 施 礎 得 算 賃 礎 期 日 定 た \mathcal{O} 期 間 金 0 した額 間 額 額 \mathcal{O} 延 に 額 に 日 が お (そ 基 お に 数 け \mathcal{O} 本 0 相 け 0 る た日数に応じ 額四 休 手 当 る 割 を当 日 当 分 す 休 合 業 数を る 等 日 \mathcal{O} 業 が 該 等 + 額 額 0 乗じて ع ً 手 に \mathcal{O} 分 実 当中 最 係 \mathcal{O} 施 た訓 高 \mathcal{O} 小 7 る 日 得 支 対 額 企 厚 未 0 払の 業事 練費を加算し 満延 た を 生 象 額) 超 労 被 の日 も数 業主にあ 働 保 えるときは 基礎とな のに 険 同号イ 者に支護 臣 対 する \mathcal{O} 定 た

事

支

給

日

数

が

で

に

当

る

おいて「イに対するる場合に支給されるか百日に達するまで

るる

の該

項

に す

3 調金」とは開始された 係る対な とする事業 等に の項において「イに対する雇調金」該当する場合に支給される休業等に すじ う。)に 業所 日数が百日に 金」という。)の の規定に 延 金 休業等に 日 日 \mathcal{O} 0 支給 象期る 数 でとする。 1 \mathcal{O} たイにが期間の ついて るも を当該 雇 業 て 対 **介主であ** 当 調 日 基づき算 雇 象 係 数 のの る 金 用 被 エの対上、は、 開始のこ 対 達するまで支給する。 日 事 調 保 雇 パする雇 いつて、 · 業 所 整 対 上 険 用 定される雇調 その 支給の 象 限 助 調 が 者 は、 日 支 0 期 成 に 整 百 口から起算して過去又給を受けようとす 別間の開始の日以後の支給日数の合計を減ら、本文の規定にかかわらず、百五十日かい現に支給を受けようとするイに対する雇品の対象となる休業等を実施したものをいいないであつて、その支給日数の上限が本に調金であつて、その支給日数の上限が本にから起算して過去三年以内に対象期間が 係る判 間 現 過去にイに 対 金が 日 助 象被保険者 を 成 超 支給さ 金 にイに対する雇調金の調金」という。)の支兼等に係る雇用調整助 は、 える場合 定 基 礎 れるも ただし、 0 期 \mathcal{O} 去三年 数 間 に 対 あ で 0) 内 象 除 \mathcal{O} 期 0 に 第一 以に L 限 間 て 休 支給 る。 助 業 に 対 \mathcal{O} 7 は する雇調 支給を受けた 成項 得 等 0 (第一号イン を受けよう た 百 1 当 日 \mathcal{O} 7 日 実 金に 下こ 施 当 0) 休

4

5

7

- 4 -

に 累 日業

第百二条の四 法第六十二条第一(法第六十二条第一項第二号、

げる事業として、 して、早期再就職支援等助成金を支給するものとする法第六十二条第一項第二号、第三号及び第六号に掲一条第一項第二号、第三号及び第六号に掲げる事業)

期 再 就 職 支援等助 成 金)

第 百二条の五 早期再就職支援等助 雇入れ支援コース奨励金、中途採用 成 金は、 拡 大コース奨励金及びU 再就職支援コース奨励

Ι Jターンコース奨励金とする。

2 主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。再就職支援コース奨励金は、第一号又は第二号に該当する事 業

<u>·</u> :

当該イからハまでに定める額 次のイからハまでに掲げる事業 主 0) 区 分に応じて、 それぞれ

ハ 第一号ハ又は前号ハに該当する事業主イ・ロ (略) 次 に 掲 げる額 0

第百二条の四 法第六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事(法第六十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事業) として、 労働移動支援助成金を支給するものとする。 業

(労働移動支援助成金)

第百二条の五 び早期雇入れ支援コース奨励金とする。 労働 移動支援助 成金は、 再就職支援コー ス奨 励 **金 及

主に対して、 |に対して、第三号に定める額を支給するも再就職支援コース奨励金は、第一号又は第 第一号又は第二号に該当する事 のとする。 業

- · 二 (略)

2

当該イからハまでに定める額 次のイからハまでに 掲げる事業主 0) 区 分に応じて、 それぞれ

イ・ロ

十万円を超えるときは、三十万円) ものに限る。 保険者の数が五百人を超える場合は 計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対して実施した 人までの支給に限る。 の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被 画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき 第一号ハ又は前号ハに該当する事業 (2)0 委託 (第 に要する費用の三分の二(その額が 号 (3) 又は前号 (一の事業所につ 当該事業所につき五 (3)主 0 第一 再 就 号 職 が実現し (2)当該計 き 又 は 百

設

(1)

第

保険者に対して実施したものに限る。 ③の再就職が実現した計画対象被保険

:険者に対して実施したものに限る。)に要する費用の四のの再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被

第一号ハ②の訓練を受けた当該計画対

号ハ②又は前号ハ②の委託 (第一号ハ③又は前号

分の三(その額が

保険者

つき、 前号

次

0 0 (i) 訓

から買までに掲げる

(2)

0

訓

練 又は

(2)

練 0)

実施

時 間

数の

区

分に応じ

%被保険

者又は前号

ハ

2の訓練を受けた当該支

援書対象被

3 の者に実下務は(4) 支援 又前は項 又は当該支援書対象被保険者(同項第一号イ(7)又は第二界別しては、前項第三号に定める額に加え、当該計画対象地を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該恵い遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練又援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先の支援書が象被保険者の再就職に係る支援として再就職先の支援書が象被保険者の再就職に係る支援として再就職先の支援書が象被保険者の再就職に係る支援として再就職先の支援書が、同項第一号イ又は第二号イに該当する事業主が、同項第 (2)) える場 て前 う的業事 練 (iii)(ii) (i) 額 て 下 象 る 行う座 業主 当該 事 同 な 主 つて 被 額 0) を 二百時 じ。 該 業主にあ 算 号 *۱* \ 以 技能及びこれに関する知識 が 保 五. あ 百 定の . う。 下同 十万円) 一合は は、 行う業務の遂行 が教育訓練施設等 計 つては、三十万円) 時 時 険 (i) 者又 学 (2)画 間 間 か 間以上 · 等 に じ。 基礎とな 対象被保険 0) \mathcal{O} に 第 以 以 6 つては 訓限 百三十八 上二百時間 当該事業所につき五百人まで は当該支援書 上 事業所に 五. (iii) 限る。 練る。 一百時 一万円) までに 以 (当 三十 間 外 0 た労働 者に 九百六十 該 又は の過 未満 条 0 0 定 を受け に委託 を除 万円 未満 き 職 事業主が教育訓 8 当該支援 業訓 対象 程 対 る 内に 時 き L 額 中 +うる期間・ の習 被保 円)を乗じて て 間 練 し 万円 0 を <u>一</u>十 数に 等 お て 第 年 超 以 小 書対 (職 1得に ける実 行う 度に 険 下 企 万 えるとき 者の 中 兀 中 号 業 円 同 業訓 ľ 練施設等に委託 象 係る職業訓練を 座 事 お 百 小 中 (7) 表記 (支払っ 務を 業主 いける当 被 学 0) 数 八 (2)企 練又は 支給に · 等 + 保 小 が 0) 業事業主に は で通じた実践す(実習(事 をい 円 険 訓 にあ 五. 企業事業 五百人を超 当該定め 終者に対 た 練 中 教育訓 限る。 賃 · う。 0 (当 小金 7 企 L 主 は

> 新 設

要となる知 . て 「再 者(同な対のと、担した **旬(同項第一号イめる額に加え、当担した場合にある** 者職第二) 一人につき、 就 た場合にあつては、当該事業主に就職支援型訓練」という。)の実知識又は技能を習得させるための再就職に係る支援として再就職業紹介事業者に対し、計画対象被業の事業主が、同項 ネー号イ(7) 記え、当該記 き、一の 当該計画 当該計画 がイ(7) 又は で は第二号イ(7)の対象被保険も 再 就 職 支援 者又 0 型 対施訓 訓 再 先 保 第 んして 就は で 練 練 険 当 の者号 職当て委(の者号が該は託以職又イ 職

に対しては、 天施を委託し、 一この項及び^は

又

は

が

実現したもの

限

る。

人につき

- 6 -

一のとする。 は、保険者一人にの は、労働者の区へ は、労働者の区へ 大時間の区へ 練 る額) (一の事業 級の区分に応じ、 0 委 受け 業所につき五百 は 0 託 当該 き、 た当該計 につき五百人までの支給に限る該支援書対象被保険者の数が五の事業所につき、一の年度にお応じ、当該各号に定める額を超 要 つする費 次 \mathcal{O} 各号に 用 画 対象被力の三分 象被保 掲 げ る 一 \mathcal{O} 険 二(そ \mathcal{O} 者 文は 再 就 0 限る。)を支給するもにおける当該計画対象を超えるときは、当該配対する当該計画対象を超える場合が五百人を超える場合がある。

五. 時 万円) 上 百 時 間 未満 十 万 円 中 小 企 業 事 業主にあ って は

7 は、 百 時 三十万円) 百 時 間 未 満 <u>二</u> 万 円 中 小 企 業事 業主 に あ

三 万 二百 時 間 以 三十 万 円 中 小 企 業 事 業 主 に あ 0 は Ŧī. +

4·5 (略)

6 いきく中万し 額 万円(一の再就職せた計画対象被保险観を除く。)が、日本就職支援コース Rして、第一号の雇入れに係る計画対象被保険者若れて、第一号の雇入れに係る計画対象被保険者若れな第二号イ4の委託に要する費用のいずれか低いな、は第二号イ4の委託に要する費用のいずれか低いないは、同項から第四項までの規定にかかわらず、当時の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円(一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間の円) は、 は 小 保に同る 者又第別 第励 人は支援書せるの額(第一号イクス) 対象は、第二 問題が二次の関数が二次の関数が二次のでは第二号インでは第二号インでは第二号インでは第二号のでは第三号のでは第三号のでは第三号のでは第三号のでは第三号のでは第三号のでは、 **→** (7) □ 四段びハに定いる 田時間以上では 日時間以上では 一人につき、は い額を超える。 が対象を超れる。 当該いずれか低の再就職が実現の再就職が実現の手が実現とである。 六十 6

十こ対 対 万 0 象 L 雇 が被保険 円項 被 (職 お に 保 険 | | 者等にあれる | 実安定局に いて「 0) 者 は 又 事 業 は 素所につき、□にあつては、□ 支援 計 職 だつき、一の年度における当該計画対象被保めては、四十万円)を支給するものとする。長が定める条件に該当する雇入れに係る計画 業安定日 画対象被保険者 書 対 局 被 長 が 保 険 定 者 等」という。) \otimes る あ 要 一件に 0 た者 吸者若しくは支援書も該当する事業主に 該 又 当 一人につき三 Tする者 は 当 該 職 (以下 業安 書に

> 合は、当該事業象被保険者又は 合 は託 £ 家被保険者又は当該支援書対象被保三十万円)(一の東は当該支援書対象被保 のとする。 要する費 業所に 用 0 三分 支援業隊 つき五百 業険の 援書対象被保険者の業所につき、一の年険者一人につき、||の二(その額が、当 人までの支給に限る。 当該計の数が正 五お円画対を対 の多当該計画対を超えるときはがののでは、

新設

(新設)

(新設)

の額とする。

6 再就職支援コース奨励金の額とする。

6 再就職支援コース奨励金の額とする。

7 業所 に . つき五 百 人 であつた者の数が五百人を紹年度における当該計画対象被万円)を支給するものとする ま で 0) 支給 一万円(職業に係る計画金は、次の 象被保険者 限 が五百人を超える場合は、当該該計画対象被保険者又は当該するものとする。ただし、一の事保険者又は支援書対象被保険者 る。 業 画の 安対い 定 象ず 局被れ 長保に が険も 定者該 N象被保険者 足める条件に 日又は支援書 支 事 該

8 削 二 5 五. 当該事業所につき五百人までの支給に限っ定局長が定める要件に該当する者の奏な を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。 定局長が定める要件に該当する者を期間の定めのない労働契約 を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。 は職業安定局長が定める要件に該当する者の離職の日の翌日か は職業安定局長が定める要件に該当する者の離職の日の翌日か を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。 賃金 る て当該 て六箇 事業主であること。 た割 第一 れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月におい 象被保険者等に対して支払つた当該各月の賃金支払日ごとの 払日の 項 0 0) 号の 合が 額を当該雇入れに係る当該計画対象被保険者等を当該雇 計画対象被保険者等に対して支払つ 月を経過する日の属する月までの各月において当該計画 雇 (略) 属する月の 入れ支援コ 雇入れに係る いずれ] 翌月から当該最 も職業安定局長が定める目標値を達成した ス奨励金 計 三 画 対象: の支給を受けた事業主であつて 被 初の賃金支払日から起算し 保 る。 五 険 者 百 等に た賃金の 人 を 係る最初の賃金 超 える場合 額で除して は、 9 8 象被保険者又は当該支援書対象被保険者に対して支払つた賃金の用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該計画対 二 分 五. 当該雇入れに係る計 険 額で除して得た割合が、 画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者を当該雇入れ前に雇 当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者に対して支払 から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月におい る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日 達成した場合は 主であること。

主であること。

の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業
画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつた者を期間
の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に当該計 新設 者 た当該各月 第七 前項の早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主が 人に 項 0) 早期 略 つき二十万円 の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れに係る計 雇 当該 入 れ支援コ 画 計 対象被保険者又は支援書対象被保険者に係 いずれも職業安定局長が定める目標値を を支給するものとする。 画対象被保険者又は当該支援書対象被保] ス奨励金の支給を受けた事業主で

第二号に定める額、第一号に該当す する事業主 を支給するも に 対 のとする。 L 7 は、 項 に 定 8 る 額 に 加 え、

次のいずれ にも該当する事業主であること。

う。 して提出し、認定を受けた事業主であること。う。以下この項において同じ。)を、都道府県労働局いて「受入れ人材育成型訓練」という。)に関する計 た知識又は技能を習得させるための訓練(以下この職業訓練計画(前項第一号の雇入れに係る者に業務 長に対に国際に対

(略)

働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主(当該受入れ人材育職業訓練計画に基づき、前項第一号の雇入れに係る者に受 る。) であること。

成型訓東ファー 者一人につき、次の(1)から31…。 者一人につき、次の(1)から31…。 育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)に で限る。)の運営に要した経費並びに訓練(当該に限る。)の運営に要した経費並びに訓練(当該事業主が自ら運 を超えるときは、 練の実施時間数の区分に応じ、 当該定める額 、当該(1)から(3)までに定現第一号の雇入れに係るに限る。)に係る入学料に限る。)に係る入学料に限るを関係ができる。)に係る入学料のでは、当該事業主が教

(1)訓条 練 を行 時 あ 該 間 つて 当 以 す 上 は 事業主に 、る雇入れ 百 時 間 十五 未満 万円 あ に って 係 る者 +職 は、 万 業安 に 円 対 二 十 定 す 職 んる受入 万円) 局 業安定 長 が 定 れ 局 中小 8 長 材 が る条件 育成型 企業事 定 8

> イ 職業訓練計画(第七項第一号の雇入れに怪一 次のいずれにも該当する事業主であること。定める額に加え、第二号に定める額を支給するも つて、第 一号に 第二号に定める額を支給するも 当する事 業 全主に 対し て は、 第 のとする。 七 項 及 び 前

対して提出し、認定を受けて事をこでっっている。以下この項において同じ。)を、都道府県労働局長おいて「受入れ人材育成型訓練」という。)に関する計画連した知識又は技能を習得させるための訓練(以下このです。 職業訓練計画(第七項第一号の雇入れに係る者に業務 長画項に に をに関

(略)

労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主(当該受入れ人材職業訓練計画に基づき、第七項第一号の雇入れに係る者に 限る。)であること。

次のイからハまでに定 8 る額の 合 計

練をいう。 じた実践的 の 雇 育訓 以下同じ。)に限る。)の運営に要した経費並育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ 型訓練にあ める条件に を超えるときは、 に係る入学料及び受講料の合計額(その 該事業主が教育訓 実習 受入れ人材育成型訓 入れに係る者 事 的 以なた技 · 業 主 つては、 該 下同じ。 能及 す が 三十万円 る雇入れ 一人につき、 練施設等に委託して行う座学等に 行う業務 びこれに関 四十万円 練 以外の (当 該 に \mathcal{O} 遂 係る者に対 職業訓 三十 事業 する知識 行 以 下こ \mathcal{O} 過 万円 主 0) 以下同じ。 練等 程 が する受入れ人材育成(職業安定局長が定 自 額 の習得に 内 イ が、 職 に 5 に お お 運 第七 業訓 びに訓練(当 営 け 係る職 I する る 源東又は教派る職業訓 限る。 をいう。 実 同 項 第一 務 座 を通

(削る) 得た額 人につき、六百時間を限度とする。)に四百八十円(職業安額の算定の基礎となつた労働時間数(当該雇入れに係る者一 型訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払つた賃金の前項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成 成型訓練を行つた事業主にあつては、 定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育 れ 定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入 (3)(2)中 号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練(四句で) 行つた事業主にあつては、一該当する雇入れに係る者にな にあつては、 練を行つた事業主にあつては、四十万円))件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ 人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、五百八十円) 事業主にあつては、六十万円))る雇入れに係る者に対する受入れ 業事業主にあつては、成型訓練を行つた事業 あ 行 該 める条件に該当する雇入れ ・小企業事業主にあつては、九百六十 当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を 当する雇入れに係る者に対する受入れ つては、 つた事業主にあつては、 二百時間以上 三十万円 (職業安定局長が定める条件に を行つた事業主にあつては、 百 時間以上二百時間未満 練を行つた事業主にあつては、 五十万円 二十万円 (職業安定局長が定める条件に該当す 三十万円 (座学等を除く。 四十万円) に _ 十 二十万円 係る者に 五万円) (職業安定局長が定める条 人材育 + - 一万円 千六十円))を乗じて 三十万円) 対する受入 円(職業安定局長が (職 (中小企業事業主に 成 型訓 業安 材 を受けた前項第 中 育 人材育成型訓 源練を行 定局長が定 成 型 企業事業 れ人材育 (中小企 訓 つた 練を 10 前 一人につき、六百時間を限度とする。)に九百円(職業安定の額の算定の基礎となつた労働時間数(当該雇入れに係る者成型訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払つた賃金第七項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育 項第 に係る者一人につき、 材育成型訓練 (座学等 人材育成型訓練にあつては、千円)を乗じて得た額局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ 対する受入れ人材育成型訓練にあつては、 (新設) た額 第七項第一 (職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に 号に 号の雇入れに係る者一人につき、 (座学等を除く。 三百四十時間を限度とす

該当する事業主 (同項第 号 1 0) 職業安定局長が

九百円)

を乗じて

0)

実施時間

でする。)に八百四数(当該雇入れ

0)

受入れ

9 万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、に係る同項第二号に規定する雇入れ支援コース授 業所の事業主に対して支給するものとする。 一の年度におい て、 前 項 第 号に・ 該当 する事 らず、五千万円を当該ース奨励金の額が五千 11

10 中途採用拡大コース奨励金は、 第二号に定める額を支給するものとする。 第 号に 該当 す る 事 業主 に 対 L

ずれにも該当する事業主であること。

次のいる る者 安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をい 安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者(職業 画 た事 IJ 以 0 第百十二条第四項において同 及び 業主であること。 下この号において 雇 0 用管理制度の整備及び 雇入れを 次項 第 いう。 号 イ 口 に 中 におい お 途採用計 1 採用の て ľ て 新 同 拡大等の ľ 画 規学卒者等」 又はこれに準ずる者 とい により . う。 取 組に لح 雇 係る計 を 提 いう。

(2)

次のい

ずれかに該当する事業主であること。

(i)

中途採用計画に基づき、

当該中途採用計画

. . . の

対

象とな

る期間

(以下この2)において「計画期間」

. て —

被保険者又は高 を締結する者で

年

被

保

険

者

 \mathcal{O}

という。

あ 齢

つて、

週 (期間

間

の

所 0

定労働 定め

が

同

0 約

事業所

に

雇用される通

常

0

労働

者の

週

間

契

(1)

中途 規

採用計画に基づき

中

途

採

用

雇

V

れる者に

(募集及び より

採用を除

新

を適用する事業主であること。学卒者等と同一の雇用管理制度

次の

いずれにも該当する事業主

であ

ること。

(新設) が五千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、所に係る同項第二号に規定する早期雇入れ支援コース将 を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。 一の年度に おいて、 九 項 第 一号に該 当 「する事 業 ス奨 主 0 励 五. 千金 万の事 円額業

する。は

援書対象被保険

者に係る同号の

規定の適用に

つい

は 千

万円」 _ 千 百 円 一

あ

五. ハ中

万円」

同

号 口

中 7

円 同

とあ

九百

円

とあるの

は

千

户

と

٢ る 0 同 は 号

の要件に該当する場合における当該計画対象被保険

入

八れを行

つたも

のに

限る。

が

第八

治者又

は

当該支 一号イ中

定める条件に該当する雇

 $(\, {\rm i}{\rm i}\,)$ 前日までの問 四十五歳以上中途採用者を雇用していた事業主が職業安 当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れ前に から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月 賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日主であつて、当該四十五歳以上中途採用者に係る最初の 主に限る。 採用により雇い入れた者の割合を減じて得た割合が職業た者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途 において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた 安定局長が定める目標値を達成した事業主(当該計画期 として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件 下この頃において「四十五歳以上中途採用者」という。 に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業 占める当該雇入れの日において四十五歳以上の者 該当する中途採用により雇 所定労働時間と同 (i)に掲げる要件を満たし、 以下このijにおいて「一 当該計画期間において中途採用により雇い入れた者 割合が職業安定局長が定める目標値以 中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件 期間において一 初日の前日から起算して三年前の であること。 <u>_</u>の Ł 般被保険者等として雇い入れ」起算して三年前の日から当該 0 かつ、 い入 般被保険者等」 とし れた者 て雇い 中 途採用計画に基づ 入れたものに限 0 上である事業 割合から当該 という。 **(以**

定に基づき中途採用により雇い職業生活の充実等に関する法律 表しているものであること 業生活の充実等に関する法律第二十 歯施策の 総合的な推進並び に労働 入れられた者の数の割合を -七条の 者 0 雇 二角の 安 項の規

(3)

労働

定局

長が定める月において当該四

十五歳以上中途採用者

対して支払

つた賃金の額で除して得た割合が

も職業安定局長が定める目標値を達

成したもので

しあるこ いずれ

11 イ 前号ュッ) ここである額 に定める額 こと。 これである にためる を ままてあること。 これである にない これで は は に は が の イ 又は ロ に 掲 げる 事業 主 の 区分に 応じて 、 UIJターンコース奨励金は、前号口(2) ii に該当する事業 朩 前号ロ②iiに該当する事業主のに限る。) 五十万円 ■ 適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること とし 用拡大コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する中途採中途採用計画を都道府県労働局長に提出した日の前日から 第二十四号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画をい移住者(認定地域再生計画(地域再生法(平成十七年法律 次のいずれにも該当する事業主であること。第二号に定める額を支給するものとする。 は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除くむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他や 者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備して 一条第 前号口(2)に該当する事業主 いる同法第五条第四項第一号イに規定する事 期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者 ロ2の雇入れに係る事業所に雇用されて (ニにおいて 第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。 以外の事業主であること。 て受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、 項の交付金を充てて行う事業に限る。 五十万円 「基準期間」という。 第一 百万円 号に該当 お する事 V た者であつて基 に V) 事業 (同法第十) に記載され 該当しな て 当該イ又は 業主に対 口 (2)の雇 て地方

(新設)

公共団体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者

び採用に関する計画(ロ及び とい 受けた事業 学卒者 、 う。 等を除く。 を都道府県労働局長に対して 主であること。 を V · う。 次号に 口 に おいて「 お V て 提出し、 同 提出し、その認定「移住者採用計画」の夢集及

- として雇 内に、 移 住者採用計画の か入 人以 れる事業主であること。 期間 (二に お V 7 続して 計 画 雇用する労働 期 間」 と V 、 う。 者
- 以外の事業主であること。
 係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主
- いう。)において、ロいての申請書の提出日 続 府 ŋ が た事業主(天災その他やむを得ない ての申請書の提出日までの間(ホにおい 県労働局長に対するUIJター 計 解雇 · 不可 画期間の初日の前日 した事業主を除く。 能となつたこと又は労働者の責めに帰すべ の雇入れに係る事 から起 以外の事業主 算して六 ンコー 理由の 業所 - ス 奨 筃 て「基準期間」と 月 に帰すべき理由に のために事業の継 のでの労働者を解雇 で 励 前 励金の受給につ 的の日から都道 あ のること。
- 朩 期 正 間に ロの な て受給資格の決定がなされたものの 雇 .離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者と雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準 用管理を行つていると認められる事業主であること。 数等から判断して、
- れに係る者に対する賃金の支払の ロの 備 している事業主であること。 雇入れに係る事業所の労働 者の離職 状況を明らかにする書類を 状況及び当該雇入
- を除く。 に相 移住者 当する額 1採用 の三分の 計画に基 (その 額が百万円を超えるときは、 づく募集及び採用に 中 小企業事 業主にあつては、 要した経費 百 万円) 二分の (人件費

(六十五)

第 に 対 百 兀 条 六十五歳超雇用推進助成:十五歳超雇用推進助成金) 第二号に 定める額を支給するも 念は、 第一号に のとする。 該当する事業主

に対して、第二号に定める額を支給するものとする。第百四条 六十五歳超雇用推進助成金は、第一号に該以(六十五歳超雇用推進助成金) 号に該当 する事 主

当該規定に定める額 次のイン -からハ までに掲 げる事業 主 \mathcal{O} 区 一分に 応じて、 それぞれ

イ・ロ (略)

る労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人(一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となつき、二十三万円(中小企業事業主にあつては、三十万円)前号ハに該当する事業主 前号ハ②の措置の対象者一人に での支給に限る。)

第 助成金は、建るイアル雇用助台 の年助 第

当該規定に定める額 次のイからハま らでに 撂 げ る事業主 0 区 分に応じ って、 それぞれ

イ・ロ 前号ハに対口(略)

注意でき合するものをいう。第百十条の三第一項及び第四法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第九条第一号の成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年アル雇用助成金のうち若年・女性建設労働者トライアルコース助て、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用リティス 百九条 する。項において同じ。)及び中途採用等支援助成金を支給するもの項において同じ。) 、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助口九条 法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲(法第六十二条第一項第三号及び第六号に掲げる事 第三号及び第六号に掲げる 事

中 途採用等支援助 成 金)

削

る

第 金及びUI 百十条の四 Jターンコー 中途採用等支援助 ス奨励金とする。 成金 は 中 途 採 用 拡 大 コ ス 奨 励

2 中途採用 第二号に定める額を支給するものとする。 拡大コー ス奨励金は、 第 号に該当 す る 事 業 主 に

対

次のいずれにも該当する事業主であること。

安定法施行 都道府県労働局長に対して、中途採用(新 第百十二条第四 規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をい 項 んにお V 、 て 同 じ。 又 人はこれ 規学卒者 準 すずる者 (職

及び 0) 雇 次項 入れを 第 V, 号イに Ž 口 に お おお V, て同じ。 新 規学卒者 に より 雇 入 れ

て

等

- 15 -

し画 る者の雇 た事業主であること。 (以下この号において 用 管 理 制 度 0 整 一備及び 「中途採用計画」という。 採用 0 拡大等 0) 取 組 に を提出

次のいずれにも該当する事 業主であること。

(1) 新規学卒者等と同 中途採用計 を適用する事業主であること。 画に基づ <u>ー</u>の き 雇用管理制度 中途採用 に (募集及び より 雇 V 採用を除く 入 れる者に

(2)次のいずれかに該当する事業主であること。

(i) 時間が る期間 採用により雇い入れた者の割合を減じて得た割合が職業た者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途 前日までの期間において一般被保険者等として雇い入れ計画期間の初日の前日から起算して三年前の日から当該に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から当該 該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主 安定局長が定める目標値を達成したもの として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件 の所定労働時間と同一のものとして雇い入 ない労働契約を締結する者であつて、 おいて一 中途採用計画に基づき、 以下この()において「一般被保険者等」という。 中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に 同 (以下この項において「計画期間」という。 般被保険者又は高年齢被保険者 の事業所に雇用される通常の労働者の 当該中途採用計画 週間の所定労働 (当該計画期間 (期間の 八れたものに限めて、個者の一週間 0 対象とな 定め - 16 -

占める当該雇入れの日において四十五歳以上の者(以下 (i)に掲げる要件を満たすほに限る。) であること。 定局長が定める目標値以 四十五歳以上中途採用者」という。 当該計画期間において中途採用により -五歳以· 上中途採用者に係る最初の賃金支払日 (上である事業主であつて、 か、 中 途採用計 雇 0 割合が職業安 V 入れた者に 画に基づき の属す 当該

 $(\, {\rm i}{\rm i}\,)$

(3) 中途採用計画を都道府県労働局長に提出した日の 職業生活の充実等に関する法律第二十七条の二 公表しているものであること。 定に基づき中途採用により雇い入れられた者の数の割合を 採用者 賃金の額で除して得た割合が、 月を経過する日の属する月までの各月において当該四十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び る月の翌月から当該最初の賃金支払日から起 定める目標値を達成したものであること。 において当該四十五歳以上中途採用者に対して支払つた 払日ごとの賃金の 五歳以上中途採用者に対して支払つた当該各月の賃金支 を雇用していた事業主が職業安定局長が定める月 額を当該雇入れ前に四十五歳以 いずれも職業安定局長が 第一 算して六箇 前日から 項の規 人上中途

世界では、 は は が の の で の の で の に の で の で の に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の に の で の に

連期間に離職したもののうち当該基準期間に解職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、として受給資格の決定がなされたもののうち当該基準期間に特定受給資格者に回じの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基

一 次のイ又は口に掲げる事業主の区分に応じて、当該イ又は口 者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備して いる事業主であること。 いる事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る

に定める額

口 イ 公共団: 三条第 次のいずれにも該当する事業主であること第二号に定める額を支給するものとする。 を受けた事業主であること。 び採用に関する計画 規学卒者等を除く。 Ι 前号ロ(2)(i)に該当する事業主のに限る。) 五十万円 第二十四号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画をい という。 移住者 J タ ー 前号口(2) いる同法第五条第四項第一号イに規定する事 第百十二条第二項第四号イにおいて同じ。 いずれにも該当する事業主であること。 体が支給する移住に係る支援金の支給を受けた者(新 項の交付金を充てて行う事業に限る。 ・ショー (認定地域再生計画)を都道府県労働局長に対して提出し、 (i) に ス奨励金は 該当する事 五十万円)をいう。 付具労働司 Wとけいて「移住者採用計画」 (ロ及び次号において「移住者採用計画」)の募集及 業主 第 (地域再生法(平 (同 百万円 号に該当 뭉 口 (2)する事 (ii) に · 業 成 該 として地方 業主 に記載され 当し + (同法第十 その認定 七 年法 な 対 ŧ

3

係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主資本金、資金、人事、取引等の状況からみてロの雇入れに として雇い入れる事業主であること。

より解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由に いう。 以外の事業主であること。 いての申請書の提出日までの間 府県労働局長に対するUIJター した事業主 計画期間の初日の前日から起算して六箇月 において、 (天災その他やむを得ない理由のために事業の継おいて、ロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇 (ホにおいて「基準期間」 ンコー ス奨励 前 金の 0 日 受給に から 都道

ホ

口

入れに係る事業所に雇用されていた者であ

期間

離職 雇

したもののうち当該基準期間

に特定受給資格者と

つて基準

口

移住者

採用計画

 \mathcal{O} 期間

(ニにお

V 7

計

画

期

間

とい

. う。

内に、

人以上の移住者を新たに継

続して雇用する労働者

第 業は、第百二条の三の二、 百 (法第六十二条第一項 1十五条 法第六十二条第一 に定めるもののほか、次のとおりとする。二、第百二条の四、第百九条、第百四十条一条第一項第六号の厚生労働省令で定める事(第六号の厚生労働省令で定める事業)

及び第百四

+

· 条 の

削 る)

,う。)に対して、人材確保等支援助成金(人材確保等支援助第五条第一項に規定する認定組合等(以下「認定組合等」と「年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。《会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成事業主又は中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の事業主又は

三~十八 略

成

ス

助

成 金

限

る。

を支給すること

第 施設 百 日十六条 前名(両立支援等時 コ 1 ス 助 %成金、出生時両立支援コ語条第一号の両立支援等助対助成金)] 成金として、 ス助 成 金、 介護離職防止事業所内保育

> 正 な雇 口 て受給 の雇入れに係る事業所の労働者の離職状 用管理を行つていると認められる事業主であること。 資格 0 決定 が なされたも 0 0 数等 から 況 及び当該雇入 判 断 L て、

整備 れ に係る者 して いる事業主であること。 に対する賃金の 支払 0 状況を明らかにする書類を

を除く。 に相当する額 移住者採用 の 三 計 一分の一 画に (その 基づく募集及び採用に 額が百万円を超えるときは、 (中小企業事業主にあつて 要した経 は、 費 百 二分の 万円) 件

(法第六十二条第一項 \otimes る 事

第百十五条 の二に定めるもの業は、第百二条の に定めるもののほか、次のとおりとする。第百二条の三の二、第百九条、第百四十条1条 法第六十二条第一項第六号の厚生労働さ六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定った。 栄及び第百四十条側省令で定める事

(略)

報 第 通信 事業主に 号 技術 0 を活用 介護 対 L て、 福 L 祉 た勤務を可 機 器の /材確 導入に 保等支援助 能とする措 つい て 成 0 金 置 助 (第 成 \mathcal{O} 及び 実施につい 百 + 同 八 号 条 第一 て 0)

四~十九 (略) を支給すること。 五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。)又五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。)第五条第のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第一中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出助成に係るものに限る。)を支給すること。 は 口 第 事業主に対して、人材確保等支援助成金(第百十八条第二項に規定する認定組合等(以下「認定組合等」という。) 0 号 イ 雇 用管 0 理制 中 -小企 度 業 0 // 労働 整 備 環境向上事業に に 0 V` 7 0 助 成 に 0 係 V るも ての助 \mathcal{O} 成及び同 に 、条第二 限 る。 号 項

第 施設コース助成金、出生時界百十六条(前条第一号の両(両立支援等助成金) 生時 両 立支援等助成金 両 立支援 1 ス助 として、 成 金、 事 介 業 護 離所 職内 防保 止 育

2 金代 び 支 不 援 Ì 妊 コス 治 〕助 ス成 助金、 両 立成 支 金、 育 援 児 コ 柔 休] 業等 軟 な ス 助 働 支 助成金を支給+側き方選択制度又援コース助4 するものとす 度 成 等 金、 支援 育 コ 休] 中 ス等 助業 成務

3 出 時 両 立 支 援 1 ス 助 成 金 は、 第 号 に 該 当 す る事 業主 に 対 3

(1)(1)が 次 認 0 及 次 次 び(2) 定 世 0 1 中 代 いず 号 ずれれか 小 法 該当 第 企 定 十五 業事 8 する中小企業事業 る 当する中 業 条の二の 額 該当する中 (主」という。) で を 支 規 す 企業事 るも 定に · 小 企 より 業事 主 より認定されたもの()事業主(中小子) \mathcal{O} 業 と 主 す る 企業事 て て(事は以業 下主

うち のに きに さ 定 置 用の 伴う -三条 号に 労働 雇 お れ に に \mathcal{O} 兀 する男性 による休 る措 **\ 第 務 ょ 実 項 11 用 条第一号に規定する育児休業、 よる休業及び育児・衆第二項に規定する 体業務 り当 以 て同 二条 おい 協 子 が \mathcal{O} ず 環 版約、 'n で置による休業をいう。 上 で 規 境 \mathcal{O} 定 一被保険 じ。 きる て「労働協約等」という。)に 状 0) 定 カュ \mathcal{O} 第 のの 該 日 二以 整備 《及び育児・介護休業法第二十四《に規定する育児休業に関する制 整備 育児休業に関 就業規則その他これ 況) の 申 |基づき出生 号に規 期 偏を行い、かつ、i回しに関する規定 例者に 明 間 に関する措 6 を講 可 を 出が円 定 定 おける育児休 能 にす じて する育 期 \aleph 生 置 する 間 (育 た 時 る書 滑に 育 置 事 を に分析 る事 とし 、定 (2) 育 を に 定 業 児 児 制 • 度に 類 \Diamond 休 5 主 見休業(おいて同 注業 (育 を整 て、 業主であつて、 介 わ 業 に た **(**以 育 児・ を休業 事 開 護 れ 準じて講ずることと 準 開始予定日を指定護休業法第九条の 次に掲げるもの るようにするため 備 業 ず 下 . う。 児おい 当該 介 主 (育 る り。以下この(1)(育児・介護休日)で。)の取得 条第 度に 護 ŧ 7 出 لح 生 るも 時 進 。 以 上ずる 当 う。 育児 項 の = 該 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 規措

> す代 支 るも 援 支援 コ] コ ス] 助 ス成 助金、 成 金 育 阋 及 び 休 不 業 等支 奷 治 療 援 両 コ 1 <u>\</u> 支 ス 援助 コ成 金、 ス 助育 成 休 (金を支)

2

して、 出 が 生 及び(2)にま 次世代 認定 次の とす 両 代はず 中 号 立 小 れに 支 該当する中小 第 れか 定 企 + \Diamond 事 五. ŧ る] 当する中 業 条 額 ス 木の二の を支 主」という。 当する中 助 成 企業 金 規 す は、 T小企業事業 小企業事業 事 定により る £ 業 第 主 \mathcal{O} で、 とする 号に あ認 業 主 る場 定さ 該 場合にあって されたもの 当 す る 事 業 て(事は以業 主 に 給 務 下 主 対

(1)(1)うち きに さ 定 置 第二条第一号に規 伴う業 号に 労働協 兀 雇 お 法 れ に に する男性 一条第二 による休業な る措 ** \ 第 務 用 る ず 環 て 体 お - 条第の いれ、 れ境同 規 置 きる じ。 第一 一葉及び一項に規 類 かの に 被 て「労働 定 二以 よる 育児休 へに規 保険 整 見 就 に 整 <u>)</u> 号に 業規 整 備 備 直 基 (休業に関する制度に進)を見い介言(一であ 育児・介護休業法第紀定する育児休業に関 間 を行い、かつ、育児:[しに関する規定を定] 休 定する育児休業、 者における育児休 備 に づ 上 き出 協約 **処則その** 関する措 申 0) 規 を 出が円 定 定 置 する育児休業 等」という。 \Diamond 他これ るも 時 (育児 1滑に行 育児 置として、 · 業 該 5 取主休 (第二十四年) 介 は、 業開 わ 育 に 組 休め、 護 れ を 児 準 0 いう。 始休次 に るように • ず 実 施 以予 介 お (育 該 る じ。 ・ 条第 法 掲 度 護 • 上 定 1 ŧ E 日 第 げ 以児規 ず 状 しするた るも 下こ 定に ることと を 九 • 況 0) ずる 条 介 項 \mathcal{O} 護 0 明 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 取 \mathcal{O} 下 をす (1) 休づ得 \mathcal{O} \emptyset 規措 法 雇

(v) \mathcal{O} 者 児 務 0 \mathcal{O} 育 介 阋 配 護 分又は 休業 休 0 法 人員の 取 第 得 五. が 条 配 円 第 置 滑 に に 項 係 行 0 る わ 育 必 れ 児 要 るように 休 業 申 Н す を る L た た

(2)る で とす 連 続 る。 L した五日間以上 の。次号イ(1) 公上の育児休業ないから3までにお を取得しおいて さ 同 じ。 せ た 事 に開 業 主

(3)。略

(2)(1)にが 認 該当する中 次 配定中小 |業事業主である場合にあれても該当する中小企業事 ₽. 企業事業 主 業主 0 て は、 中 (1) 小 から4まで

う。 うに する制 育 該 る 育児 規 休 休休 労働 \smile 業法 業に関 する 予 る 下 定 -こ の 護 の度 休業 に 協 ŧ この②において同じ。)の申出介護休業法第二条第一号に規定に基づき業務体制の整備を行いの取得に伴う業務の見直しに関 に準じて講ずることとされる措 第二十四 育 約 日 **肓児・介護休業法第二** 業(育児・介護休業^は の め (2) う の に 等に する制度に て \mathcal{O} る事 定可 É 雇 お 条第 11 用 業 ず環れ境 て、 説期間を定っれか二以て 、境の整備と 準ずる措置による休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育業の表別では、その雇用する男性被保険者におけ 主 項 の規 あ 0 定に \otimes 上 に こい、かつ、ぎ、い、かつ、ぎ、に関する規定を定め、当れる措置による休業をいれる措置による休業をいまる措置による休業をいまる措置による休業に、 \mathcal{O} 関 関する措置として、次に甲出が円滑に行われるよ規定する育児休業をいう 措 当 事 業 置 主は出いた。 取 組 三時育 実 施 上の措 状 当い関介

> 新 設

(2)6 5 取で 日 生 の当該出生の日から起算して八週間を経過する「週間を経過する」 得させ とする。 則 にの定雇 た事 \otimes 用 と事業主 する る ところ か出間 0 日 つては当該 過する日の 以 上 出 \mathcal{O} 産 育 児 予 出 休

(3)(略)

認次 定中小企業事業主である場合にあのいずれにも該当する中小企業事 小 企業事 業 主 業 0 て 主 は、 中 (1) 小 か企 ら 第 (4) 事 ま業

う。 する制 うに 。育該 以児規 児 る育児休 休業に、 日)制の度 · 介 定に基づき業務体制の整備を行い、かつ)の取得に伴う業務の見直しに関する規 を 九 る 指 に準じて講ずることとされる措 のた 0) 護 第 関 育 業 定 二十四日 児・介 等に す のめ(2) 休 (育 3 第 に 業法第二条 うの ح É 雇 お 阋 お 兀 条第に į١ 護 • 用 項 V 1 、 て 同 第一 **吃休業法** 環 て、 が ず 0) 一項の規定により当該、準ずる措置による休業 れ境 できる期 規 问じ。)の申山 条第一号に規定 その 休業法 定 かの 二以 整備に関す 第二十三条 基づき出 雇 間 第二条: 上 を定 \mathcal{O} 出が円滑り 措 る措 第二項 8 生 第 置 置による休業を 一性 時 た (育 置滑とに 滑に行い、育児は つ、 事 育 定を定 及に規規除保険 業 育児休業に 児休業開 児 主 が定する育 院者におけ って、 おれるよりなが、 定定め、当の行業をい は 介 護 休業 次に 始 子

で主

を 明ら か に する書類を 整 備 L て 1 る Ł

(5) め 労 (v) (i) 働 \mathcal{O} (N) 児 (略) 略) 介

業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置。者の育児休業の取得が円滑に行われるように 護 休業法 第 Ŧī. 条 第 項 \mathcal{O} 育 児 休 業 申 出 「をした するた

二 れ次(3) ぞのイ ッイケ イ 前号イに該当する中小企業事業主 次の(1)それぞれ当該規定に定める額 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の 区分に応じて、

げ る区分に応じて、 それぞれ当該規定に定める る額ら (3)ぼまでに

(1)にあつては、三でに掲げるものの 上週 の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業間を経過する日の翌日までに開始する連続した五日間以 その 則に定めるところにより、 二十万円 雇用する男性被保険 三十万円) (当該中小企業事業主が前号イ(1)(i)から(v)ま のうちい ず れか四以上の 者 子 であ 0 出 0 生の て、 日から起算して八 措 労 置を講じた場合 働 協約又は就業

(2)る男性 る日 成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。を取得したもの (1)の規定により出生時両立支 生じた中小企業事業主 ところにより、 めた事業主は の措置(出生時育児休業開始予定日 前 \mathcal{O} 号イ(1)(i)から(v)までに 翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業 被保険者であつて、 子の 四以上の措置)を講じた上で、 出生の日から起算して八週間を経過す 十万円 労働協約又は就業規則に定める 掲 げ るも \mathcal{O} の指定可 0) うちい 支援コ 能期間を定 その が 最初に助 を雇用す

め上 号イ 事 業主は 置 (1)(i)から(v)までに掲げ (出 生時育児休業開始予定 全ての 措置 を るも 講じた上 日 \mathcal{O} 0) \mathcal{O} 指 で う 定 5 そ 可 1 0 能期間を定 ず 雇用する れ か四以

(3)

イ_前号イに該当する中小企業事業主 (既に同号イに該当するそれぞれ当該規定に定める額二 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、3~5 (略)

ものとしてこの 二十万円 の項の規定による支給 を受け た中 小 企業事 「する

を除く。

(新設

(新設) (新設) (略) (新設) (略) (新設) (略) 当該

取 組 \mathcal{O}

実 施

最 ころに 取 初 ス 助 12 꽢 生じ ょ 成 日 保 5 9 , 金 ま 険 らでに た 0 者 子の 中 支 で 給 開 あ / (1)出 企業事業主 始する連 0 0 対象となる男性 生 7 又 は 0 (2)日 労 から 働 0 続 規 L 協 た十 定 起 約 +万性 算し 又 ょ 几 は 日 7 保 ŋ 就 険 間 出 八 業 者を 規 以 週 上 間則 工の育児休業間を経過する 除 両 援 が

5 規定による支給を受けた中小企業事業主を

号 者 口 又は あ が 金 最 0 0) が、 て 初に生じた日 支給を受け、 は、 0 同 V 号口 ず 当 該 れ 認定中 か か に定 該当することにより 0 前 つ、 8 小企業事 日までに認定中 同号イ(2) る 額 に 業 加 主 の育児休業を終了し え に つ 小 出 + 企業事 生 **(**) 五. て 時 万 は、 円 両 立支援 . を支 業主である場 第三 給するも た被保 項 ース 第

略

 \mathcal{O}

とする。

-| 6 |・ | 7 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 つては、 除者に について、 金の支給 第 当該中小 一号に規定する中小企業事 + 五 一万円 和を受け、同号に該 小企業事業主に対しては、同項を受け、かつ、次のいずれにな同号に該当することにより介護規定する中小企業事業主が、同規定する中小企業事業主が、同 を支給するも 0) とす る れにも該当する場合の介護離職防止支援 同 項 同 第二 号に該当 一号 に Tする 定 \Diamond る

の条において「育児を厚生労働省のウェ属する事業年度の直 一~四 (略)項第二号イに定め 合」という。)に (する事業年度の直前の事業)成金の支給を受け、かつ、 ₹ • 項第 のとしてこの が、 一号イ 同 のウェブサイトに度の直前の事業年 . 号 イ にあつては、水野児休業等ので る額 条規の定 定する中小 規 に 加え、 事業年度における次の各号に:つ、当該助成金の支給の申請 当することにより出た定による支給を受け 当該中小企業事業主については)取得の状況を公表したものである場合(以 二万円を支給するものとする。 企業· 主 が 生 の 時 一 <u>\f</u> 企 いては、同いのである場 をし 掲げる事 支 援 た 日 業 コ 下こ] 項の ス

7 | 5 |

あつては、当該中小企業事業主に対ース助成金の支給を受け、かつ、次保険者について、同号に該当するこ第五項第一号に規定する中小企業 6 加 え、 略 十 五 一号に ・9・ 一治を受け、かつ、次のいずれにも該立 一に号に該当することにより介護離 に号に該当することにより介護離 一万円 を支給するもの とする 該離当職 号に 第 雪する場合に一数の 該 「する 定 め コ

せた事業 イ、ロ、ホ及びへに掲げる事項を当該被保険者に対して知ってに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者については、第六項第一号イに該当する被保険者については次のイから、 主 ら次ト

\ |-

9 、第二号に定める支給額を支給するものとする。育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対 8

定中小企業事業主である場合にあつて 業事業主) 次のいずれにも該当する中小企業事業主(中 は、 イに イに該当する中小中小企業事業主が

場合にあつては、 に当該: 者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期休業をする被保険者の当該育児休業をした期間(当該被保険 て休 (1)において同じ。) を作成し、か するための措置を定めた計 に基づく措置を講じた中小企業事業主 た期間 その するため れる当 月以 :業し 育児休業をした期間 同 業をした場合にあつては、 雇 項 被保険者が事業所において再び 上であるもの 第二号イ及び を通算した期間。 た期間があり、 用 0 該 する被保険者について、 措置及び当該被保険者の当該育児休業の 被保険者に 当該期間の満了後引き続き育児休業をする 当該期間)の開 口 .係る育児休業を取得することを円滑 並びに第 か (当該: 次号イ つ、 画 を 当該 被保険 当該期間の いう。 十二項 つ、 始 (1)前に、 育休復帰 期 第十 者に同 当 以下このイ及び次号イ 間 であつて、 就業することを円滑に にお 及び 該育休復帰支援計画 事業所において作 満了後引き続き育 ٧١ 支援計 項 当 項 第 て 該 0 育児 規定によっ 同 当該被保険 じ。 号 画 元休業を)終了後 (育児) 及 が び

のイ、ロ、ホ及びへに掲げる事項を当該被保険者に対してまでに掲げる事項を、同号ロに該当する被保険者について第五項第一号イに該当する被保険者については次のイか せた事業主 知はら

ら次

イ~ト

(略)

育児休業等支援コース助成金は、 第二号に定める支給額を支給するものとする。 第一号に該当する事業主 対

次のいずれかに該当する中小企業事業主

次のいずれにも該当する中小企業事

業

主

企

業

事

業

る主

は、 中

(1) に

該当

す

定中小企業事業主である場合にあつて

認

(1)中が 小企業事業主) その雇 休業をする被保険者の当該育児休業をし 用する被保 験者につい て、 育 休 復帰 た 支援 期 間 計 (当 画 該

支援計 ることを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育において作成される当該被保険者に存るすり作業を見る。 び当該育児休業をした期間を通算した期 の規定によつて休業した期間があり 当該被保険者の 下この条において同 することを円滑にするための措置を定めた計 する期間 保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて にお 休業の終了後に当該被保険者が事業所にお お 後引き続き育児休業をした場合にあ をする場合にあつては、 項第一号ロ及び二並びに第二号イ いて作成される当該 いて同 画 に基づく措置を講じた中小 があり、 ľ 育児休業をした期間 かつ、 ľ が三箇月以 を作成し、 |被保険者に係る育児 当該期間 当該期間 上であるも 0) 満 企業事 (当該: かつ、 · 及び つて かつ、 0) 了後引き続き育児 間 開 \mathcal{O} は、 業 口 被 始 主で 当該育休復 いて再び 当 保 画をいう。 休業を取得す 前 並 口 に、 当 該 険 び 及 の者に 同 び 該 期 あつて に 第十二 間 期 事 就業 業所 間 \mathcal{O} 休 第及 満項

(2)生労働 同 計 大臣 画 を 公 に 表 般 事 ,業主行動計 同 計 画を労働者 画 を策 に 周 定 知 L た旨 させるた [を届 \otimes

口

生労働

大

般

事 同

主

行

動

計

画 を策

定し

た旨を届

講

じてい 計 画

る中

/]

企業事業主

同

を公表 八臣に

計 業

画

を労働者

に

周

知

させるため

Ó け 措 出

次のいずれにも該当する中小企業事業主の措置を講じている中小企業事業主

(1)中 合に、 以内に、 であ 認定中小企業事業主である場合にあつては、 の得 中小企業事業主に 小企業事業 事情にある者を含む。 上あり、 ことができるものを整備する措置を講じた中小企業事業主 付与するための制度であつて、 定による年次有給休暇として与えられるものを除く。 に定めるところにより、 その雇 · の 看 時間と合計して十時間) (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の つて、 当該被保険者に対して十時間(当該被保険者の配偶)、当該制度に基づき、当該有給休暇の申出をした場 護等のための有給休暇 当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月 用する被保険者につい 当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以 雇用されている場合は、 以下この条におい 小学校就学の始期に達するまでのについて、労働協約又は就業規則 以上の有給休暇を取得させたも (労働基準法第三十九条の規 時間を単位として付与する て同じ。 中 当該配偶者の取 (1)に該当する が当該

1)その雇用する被保険者について、労働協物中小企業事業主)が認定中小企業事業主である場合にあつては、 (2)次のいずれにも該当する中小企業事業 出 て、 措置を講じている中小企業事業主 厚生労働大臣に一般事業主行動計画 同計画を公表し、 同計画を労働者に周知させるため 主 を策 中 定し (1)に該当する 企業事業主 た旨を届け

庭的保育事業等における保育を除く。 定する保育所 子に係る保育サービス に定めるところにより、 その雇用する被保険者について、 こども園又は児童福祉法第 認定こども園法第二条第六項に規定する認 (児童福祉法第三十九条第一項に規 小学校就学の始期に達するまでの1について、労働協約又は就業規則 二十四条第二項に規定する家 の費用 0) 部を補

ぞれ当該規定に定める額 次のイ及び口に掲げる中 小 企業事業主 0) 区分に応じて、それ

及び (2) に掲げる区

た中小企業事業主(既にこの①の規定による支給を受けた定めのない労働契約を締結しているものに限る。)が生じ及び口において「要件該当被保険者」という。)(期間の ŧ 及び口において「要件該当被保険者」という。)(期保険者の育児休業をした期間が三箇月以上であるもの \mathcal{O} 休復帰支援計画に基づく措置が講じられ、 を除く。) 三十万円 小企業事 かつ、 業主による 当該被 $\widehat{(2)}$

。)が生じた中小企業事業主(既にこの②の規定による支」 要件該当被保険者(期間を定めて雇用する労働者に限る 給を受けたものを除く。) 三十万円

口 用 当該 したもの 要件 て、 該当する中小企業事業主であつ 三十万円 三計万円 三該当被保険者を育児休業後 育児休業等支援 コー ス 助 成金の 六箇月以 て 支給を受け 要 件 :該当 一継続し]被保険

> 厚生労働大臣に一い 円以上補助したもの 以内に、当該制度に其 であ あり、 するため つつて、 当該制度に基づき、 当該育児休業から復帰した日から起算し 当該被保険者の育児休業をした期間が一の制度を整備する措置を講じた中小企業 当該被保険者一人につき三万 か一箇月以上業事業主

(2)の措置を講じている中小企業事業主出て、同計画を公表し、同計画を学 般事業主行動計 計画を労働 画 者 を策定した旨を届け に周 知させるため

それぞれ当該規定に定める額 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主 0) 区分に応じて、

(既にこの①の規定による支給を受けたものを除く。)約を締結しているものに限る。)が生じた中小企業事業主区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

三十万円

定による支給を受けたものを除く。) 三十万円働者に限る。)が生じた中小企業事業主(既にこの2の規)前号イ(1)に該当する被保険者(期間を定めて雇用する労

口 (1) る の 額 (1) 前 及 号 び 前号口(1)に該当する被保険者が生じた中小企業事 2)に掲げる区分に応じて、 それぞれ当該規定に定め 業主 次

既にこの①又はハ①の規定による支給を受け 前号口(1)に該当する被保険者が生じた中 三十万円 小 のたものを除く

(2)当該 最 口 被保険 初 の支給申 (1)に該当 者の 数が五人を超える場合は ・請を行 する被保 つた日 険者 から三年以内 が 生じ た中 小 $\overline{\mathcal{H}}$ 0 企 人までの 期 業 間 事 におい 業主 支

10 主については、前項第二の状況を公表したものでの支給を受け、かつ、当 削 ものとして) が、 二万円を支給するものとする。 る) 状況を公表したものである場合にあつては、支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、 (削る) 項第一号に規定する中小企業事業主 同 は、前項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加える表したものである場合にあつては、当該中小企業事業が、育児休業等の取得では、当該することにより育児休業等支援コース助成金別に規定による支給を受けた中小企業事業主を除く場に規定する中小企業事業主(既にこの項に該当する人 前項第二号イ又は 10 9 事業主については、第八項第二号に定める額に加え、二万円を支取得の状況を公表したものである場合にあつては、当該中小企業成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の除く。)が、同号に該当することにより育児休業等支援コース助 主に対・ 援コース助成金の支給を受け る被保険者について、 るものとしてこの条の規定による支給を受けた中小企業事 箇月以上継続して雇用した場合にあつては、 第八項第一号に規定する中小企業事業主(既にこ 前 (1) る の 額 (1) 前 及 び 項第 (2)既にこの 前号ハ Ĺ 号の有語 円の 百時間までの支給に限る。年度における当該取得時間 給に限る。 て当該被保険者の数が五人を超える場合は、 年度に (当該賃金が の最 までの支給に限る。 前 号イ 三十万円を支給するものとする。 号ハ 号ハ 額 限 三十万 る。 当 に三分の二を乗じて得 初 2)に掲げる区分に応じて、 (1) 給 (1)に該当する被保険者 一 十 万 円 は に規定する中小 おける当該額が の支給申請を行 (1) 該 休 該当する被保険者 有 暇 に 給休 千円 0 該 同号イに該当することに 口 当 事業主が同号 時 同 号口 する被保険者が生じ を超える場合は 暇 間について支払 (1)0 0 規定による支給を受け 取 かつ、 (1)得時 間が二百 つた日 企業事業 -+ に 該当す を乗じて得た額、二百時間を超える場合は、 間 た額 万円 が生じた中 ハ 当該: 0) から三年以内 が それぞれ当該規定に定めていた中小企業事業主 次 る被 を超える場合は 規定に基づき補助した費 生じた中 主 つた一 被保険者を育児休業後 が、 0 千 た中 事 保 0) 円 事業 まで 時 より育児休業等支 業 険 当該中小企業事 同 間者 号 小 小 たもの

五人までの

0)

期間におい

企

業事

業主

企

業事

業主

を除く

0)

支給に ったりの

限る 賃金 た同

に

き

 \mathcal{O}

当が

取 得し

主

だっ

き

二 十

万

0)

項に

該

業主を

1

(1) に

該

当

13 11

イ る 認 中 定 次のい 定中小企業事業主である場合にあ 業主に対して、 小企業事業主) ずれにも該当する中 第二号に定 める額を支給 小企業事業主 つて は するものとする。 中 イ 7及び口に該当す 中小企業事業主が

企 は始 その 掲げるもの 業事業主であつて、 期に達するまでの子を養育するもの 就 業規則に定めるところにより、 雇用する被保険者 0) いうちい 当該 ずれ のうち、 か二以 措 置 0) 実施 上 そ \mathcal{O} 労 0 0) 措 働 に \equiv 置を 状況を明らかにす 者 0 歳 0 V か 講じ 申 て、 5 -出に基 小 て 労働 学 校 協約又の くる中小 でく次 る

(1) 育児・介護休業法第書類を整備しているもの 変更等 7の措 介護休業法第二十三条: 第二 項 に 規 定 とする始 業時

刻

(2)ため るも 被 保険 て労働契約又は労働協 被保険者の の措 0 含者が で定める場 置 就業し 申出 %所に に基 つつそ おけ づく 0) 約、 る勤務をさせ 子 住 を 就 居その 業規 養 育 他これ す 則 ることを そ ることにより \mathcal{O} 他こ 準 容易にする れ ず つるも らに準ず 当該 \mathcal{O}

(4) (3)所 定労働 時 間 短 ^滋縮措置

その 定 \emptyset 一条第六 第三十九 るところによ 雇用する被保険者に 項 条第 に規定する認 ŋ 項に規定する その 0 定 子 V に こども 7 保る保 保育 労 遠 働 育サ 又 協 は 約 児 又 認定こども園 童福 は 就 ス **心業規則** 祉法 (児 童

13 11

するものとして<u>この条</u> 3 第十一項第一号に担 11・12 (略) いては、第十一項第二号イからハまでのいずいては、第十一項第二号イからハまでのいずいを公表したものである場合にあつては、当該畑を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児のに該当することにより育休中等業務代替支援 条の規定による支給を受け規定する中小企業事業主(た中小企業事 ح 項 12 業主当

一被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつそのの一部を補助するための制度を整備する措置を除く。)を手配し、及び当該サービスの利用に係る費用工十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育工十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育工

口 がイ(1)から(5)までに掲げる措置の利用を開始する前に、について、育児に係る柔軟な働き方支援計画(当該被保掲げる措置を利用するものを含む。次号イにおいて同じ (5)措置の利用を終了した後における当該被保険者の 所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該 での子を養育する被保険者であつて、 始 期に達するまでの子を養育するもの(その三歳に達するま 法第三十九条の その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の 位として付与することができるものを整備する措置ものを除く。)を付与するための制度であつて、時間を単 ものを除く。 を養育することを容易にするための有給休暇 被保険者の 育児に係る柔軟な働き方支援計画(当該被保険者 申出に基づく当該被保険者が 規定による年次有給休暇として与えられる 次号イにおいて同じ。 イ(1) (2) 就 業 キャリア形 (4) 又は(5) に (労働基準 0 っつその 事業

置を講じている中小企業事業主て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措で、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措の。

利用状況が、

主であつて、

る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業

を作成し、

かつ、火

当該育児に係

以下このロ

雇用環境・均等局長の定める要件に該当するも当該被保険者のイ(1)から(5)までに掲げる措置の

及び

次号イにおいて同じ。

成を円滑にするための措置を定めた計画

を講じた上で、その雇用する被保険者のうち、その三歳から、 前号イ(1)から(5)までに掲げるもののうちいずれか二の措置に規定する被保険者の数が五人を超える場合のこの項の規定に規定する被保険者の数が五人を超える場合のこの項の規定においる議算定に定める額(当該中小企業事業主の区分に応じて、それ

このイ じら -小 企 校 雇 · 及び 小 用 置 就 学の れ、かつ、当該被保険者の前号イ⑴から⑸までに掲一業事業主による柔軟な働き方支援計画に基づく措置 環 企業事業主 \mathcal{O} の口において「要件は境・均等局長の定さ うち当該中 始 期に達 いて「要件該当被保険者」といい等局長の定める要件に該当する でするま 小 該 企業事業 要件 での 該当被保 主が 子 を 講じた 養 険者 育 す するも 措 るもの 人につき二十 置の . う。 利 で 0 あ 用 以下 が 生 状況 って

口 万 前 円 た 中 主措 置 当該 号イ を講じた上で、 要件該当被保険者 (1)から(5)までに 要件 該当被 掲げるも 一人に 保 つき二十 険 0) 者 0 が う 生じた中 5 五. V 万円 ず ħ か三 企業事 以 上 業

15 前 項 第 号に該当する中小企業事業主 (既にこの項に該当する

Ł

のとして

同

.項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く

(新設)

め中 業等] が、 ス助 企 業事 \mathcal{O} 取得の状況を公表したも 成 同 (得の状況を公表したものである場合にあつては、当該(金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児1号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援 全に つい ては、 前 項 、当該中小企業事業主が、こり柔軟な働き力量14 第 二号イ又は 口 \mathcal{O} V ず れかに定

16 る 額に 加 え 二万円を支給するものとする。

(人材確保等支援助 成 金

第

(略)

2 合等又は事業主に対して、第二人材確保等支援助成コース助 百十八条 第二号に定め \otimes る額を支給するものとす第一号に該当する認定組

次のいずれ カコ に 該当する認定 組 合 等 又 は 事 業 主 で あ ること。

業主にあつ ては (7)

(1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、なを含む。)のいずれにも該当する事業主であること。次の(1)から(6)まで(7)に規定する介護事業主にあっ 措置 以 下この 条にお いく て「雇用 管理 制 度の の整備」といり、次に掲げ

14

略

(人材確保等支援助 成 金)

第

2 合等又は事業主に対しる人材確保等支援助成界百十八条(略) んして、第二号に定め成コース助成金は、 \emptyset のる額を支給する第一号に該当する 9るものとす日する認定組

次の いずれ か に 該 当する認定 組 合等又 は 事 業 主 で あ ること。

(1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、なを含む。)のいずれにも該当する事業主であること。次の(1)から(6)まで(7)に規定する介護事業主にあっ る措置 **(**以 下この条に におい て「雇用管理 制 度の整 歪備」とい 次に掲げ 0 は

(7)(2)を目 う。) であ 5 (v) (i) 適 でする 管の業 (6) にもに業い 5 用 律 介 項 おの比所る短(i) 的 理取主 第 L 労働者の雇 こといれて、 の組、改 たも 事条施 とする事 0 労働略 う 9 \mathcal{O} って、次の で L)制度を導入するたい。通常の労働者のののが通常の労働者の労働者の労働者の労働者の労働者のが働者のが働者のが関係の対して、一週間の所は関係がある。 ず業を営 大は同 大で、労 で、労 あ ること。 る事業 (7) 置を実施し、かつ、労働者に主(以下「保育事業主」とい十九条第一項に規定する業務第九項から第十三項までに規適用した事業主又は児童福祉までのいずれかに該当するも 及等間働
びのの時 \mathcal{O} 働 措 のの時契 他の労働 用管理 工(以下 う待遇を受ける。 ででは、 でいる。 でい。 でいる。 。 う。(事 雇 置第 事業所に掲示 の労働者の雇 開管理の改善 に以下「介護 百)第二

+ Ŧī.

条

う。 <u>、</u> を 定法の 目的 する 5 用 であ たも 0) する事 のし、 うち、 のつて、 \mathcal{O} 若 で 第か L くせ項 次のの あ 業 次の心の措置を業を営む事業主 ること。 同 若 労 (i) の(ツの措置を実施し、かつ、営む事業主(以下「保育事業若しくは第九項から第十三項活動事業主の以下「保育事業をおります。) つ、 業 定 項は該 労働者におり、 児当 童す る

にい務規祉

(v) (i) 適

受働の結

る間事て

短(iv) し する るための措置が遺労働者を除く。なかつ、通常の労働者の分働者の力あつて、一週間の所定あったい。 一と一一定一一定一一定一一元 一定い 次 条 労 に等間働 働 おのの時契 い待所間約 | | 選を受ける | で調を締結し て 同 じ) る間<u>事て</u>

(7) (2) 5

成

条年

0 管 いて、 関する事項を管 であっては、 にあっては、 という。)を という。)を という。)を という。)を にあっては、 のの相談への のの相談への 任 事業所に関する。 (で)を行う事業 おの雇用管理の という。) として選任し、、 管理する者を雇用管理責任者、 たその他の労働者の雇用管理の に雇用管理の改善への取組 に展用管理の改善への取組 では、労 「介護労働者」 者に 法 関 」する い法 業主」というの改善等側 う。 律 平 下 で選 第成 あ任雇 兀 るに 用

(1)を る法律 う事 第 施行 又 動 十二号 用 業 は 係 規 IJ 主 第 業 ラ 則 務 で 五. 十号 1 第三十四 0) あ 伞 そ うち介 つて . 成 0 12 四 掲 他 号 一年労働 次 護 げ 0 2 労働 介護 るサ 0 第 省令 ず 三 十 者 福 1 れ 祉 ピ \mathcal{O} ス以 五号 第十 雇 機 器 用 該 外 八 管 当 号) 第 \mathcal{O} 理 す 兀 下 ŧ 0 る + 第 改 \mathcal{O} 0 善 12 七 *O*) 項 係 号 条 等 る 第 に + 第四 な 事 関

削

る

「機器」という。 を新たに導 入し 適 切 な 運 用 を 行つ

- (2)・運用計画」という。 新たに機器を導入する場合に、た事業主であること。 て当該機器の導入・運用計画 を提出し、 以 都道 下この 認定を受けた事業主で 府 県労 な 働 局 1 長に て 導入 . 対 し
- (3)の期間内に機器の導入及び機器の使用を徹底するための一款定を受けた導入・運用計画に基づき、導入・運用計 修 を行う事業主であること。 研画
- (4)数等から判断して、 準期間」という。)に離職したもののうち、 ての申請書を提出するまでの間(以下この4)において「基 助成金(このハの規定によるものに限る。)の受給についから都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース れる事業主であること。 特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの 当該導入に係る事業所に雇用され 運用計画の期間の初日の前日から起算し 適正な雇用管理を行つていると認めら て ** \ た者で て六箇月前の日 当該基準期間 あっ て 導入
- (5)者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主した費用の負担の状況並びに当該導入に係る事業所の労働当該機器を導入した際の契約書並びに導入及び運用に要 であること。
- (7)(6)合が、 末日 事業所における離職者の数を当該導入・運用計画の期間の 経過する日までの期間における機器の導入及び運用に係る 業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。 雇用管理責任者を選任し、 導入・運用計画の期間の末日の翌日から起算して一 の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割 当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定め か つ、 当該選 任 につ V 年を 事

次のいずれにも該当する事業主であること。

る目標値を達成している事業主であること。

(5)(1)人 (4) 事 評 価

める目標 の前月に という。 基制 る目標値以上で増額している事業主であること。前月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局いう。) に支払われた賃金の総額が、実施日の属当づく最初の賃金支払日(以下この⑸において「実 度 等 \mathcal{O} 適用を受ける労働 制 度等の 整 備 に 者に 係 る 対し 事 て、 が に お 事 1 評 7 価 足局長が定 の属する月 「実施日」 度等 事 評 に価

(6)ま ~で除 る離 安 で 適 定 \mathcal{O} 用 事 局 L 職 間 開 評 こて得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業者の数を適用開始日における当該事業所の労働者ほおける人事評価制度等の整備に係る事業所にお 長 始 価 日 が定める目 制 度 لح 等 いう。 \mathcal{O} 適 標値 用 開 がら起算して一年を経過6始日(以下この⑥におい を達 成し ている事 業主であるこ 過する日

て

二 。 事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること (1)において「外国人雇用状況届出」という。) を行つてい (1)において「外国人雇用状況届出であつて雇入れに係るもの| 二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの| 二十八条第一項の規定による届出であって雇入れに係る法律第 その 者雇の用 の雇用の安備する労働が 安定及び職業生活の機者について労働施 充実等に関する法に策の総合的な推進 律 並 てド

(1) (i) お 雇 者 11 用 次 現 7 状 \mathcal{O} い沢届出の 元に当該立 同 (i) じ。 及 び┊に掲げる措)に適用した事業主であること。
〕に適用した事業主であること。
「の対象となつている者をいう。以下この二にい事業主に雇用され、当該事業主に係る外国にい事業主に雇用され、当該事業主に係る外国によりがし に人 働

• (ii)

(5)(2)(4)

光労環境 労環 **∮景竟整備計画の期間の初日の労環境の整備に係る事業所に雇(略)** の雇 前日から起算して六

筃

(

(5)(1)であること。 合け額制かい制 同度等に基づく最初 人事評価制度等の る労働 を実施 ら起 て 度等 人 (4) 「実 職業安定局長が定める目標値を達成している働者に対して支払われた賃金の総額で除した施日の属する月の前月に人事評価制度等のでの適用を受ける労働者に対して支払われた 算 施 L う て 十 日 ことい を受ける労働者に対して支払われた賃金の - 一 箇 初 \mathcal{O} , う。 0 月 整 正備に係 を経過する日 賃 金支払日 \mathcal{O} ぶる事業 属 する (業以所 月 \mathcal{O} 0 下こ 属 に 似する月 前 お \mathcal{O} 1 月 て、 ている事業主 (5) \mathcal{O} に 賃 及 て得 び 適 用 事 支 (6) 事 たをの評払に評

当該事 翌日に 制度 原度等の 発算 心を達成 達成している事業主であること。事業所の労働者数に応じて職業安における当該事業所の労働者数で、場の整備に係る事業所における離 L して 一 年を経 過 業安 で 離の 定除職間 局し者に

ホ る事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること(1)において「外国人雇用状況届出」という。)を行つてい二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るものに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並び

(1)(i) お 雇 者 い用 次 (現に当該 (現に当該 (現に当該 \mathcal{O} 況届出の (i) 及び 事業 (ii) に対 K 7象となつている者をいう。 《主に雇用され、当該事業主提掲げる措置を実施し、かつ 適 用 L た事業主であること。 業主 つ、 に 係外 下 こる国の外人 の外人
ボョ労 に人働

(5)(2)就 就 (4) 労環境 労環 環境の整備(略) 整 備 備 計 :画の期間の初日の:に係る事業所に雇! 前日かられてい てい 起 算し た者で て六 あ 筃 0

とた ŧ 潍 て コ前 基 \mathcal{O} 期 められる事業主であること。 つ 埋を行つている ののうち、当該 以下この(5)にお ののうち、当該 に限る。)の受

次 • の (7) 認

いずれに(略) にも該当する事業主 であること。

略

次(3) (2)(1)りい務 う。)を提出し、認定を受けるの実施に係る計画(以下この都道府県労働局長に対して、 (6)から示までに掲げる認定組(略) けた事業主であること。のポにおいて「実施計画」と、情報通信技術を活用した勘 勤

イ・ロ

ľ

れぞれ当該

規定に定める額

合等

又

は

事

業主の

区分に応

のイ

削

に該当する事業主に該当する事業主

以 額 (その たあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二五元する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業を(その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円(その屋外上で増額した事業主にあつては、三分の二)に相当する紫明の二分の一(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割り前号二に該当する事業主 就労環境の整備に要した費用の前号二に該当する事業主 就労環境の整備に要した費用の 前号分二分二 湯労環境パ十万円 十二十二万年曜朝日の

号 ホ 当 する事業主 同 号 ホ (3) \mathcal{O} 措 置 0) 実 が施に 要し た

前

뭉

に

該当する事

業主

同

号

(3)

0

措

置

 \mathcal{O}

実施

要し

た

たもの 次・と の(7)認 基 い給成 準期間 て に 基 0 められる事 0 いス日 の数等から判断 に特定準期間 て助か の成ら 申金都 定受給資格者として受給資格の決間」という。)に離職したものの申請書を提出するまでの間(以下金(このリの規定によるものに限都道府県労働局長に対する人材確 業主であること。 して、 適 正 な雇用管理 壁を行つている ののうち、当該 以下この(5)にお ののうち、当該 ののうち、当該 を行つてい

(6)いずれに (略)

11 に ŧ 該 当 する事業主であること。

(略)

(2)(1)に係る。 出 計局更長 Ĺ 長に対して、 認定 認定を受けた事業主であること。(以下この人において「実施計に対して、情報通信技術を活用 ること。 画 た

勤

じて、 で、それぞれ当該規定に定める額次のイからへまでに掲げる認定組(3)~(6) (略) 掲げる認定組 合 等 又 は 事 業 主 0) 区

ハイ・ 円相の用 割 前号 当 口 \mathcal{O} 額 する額 合以上で増 \mathcal{O} 略 に 百 口分の二十(その見に該当する事業主 (その 額 額が百五十万円を超えるとき た事 業主にあつては、 雇用する労働 機 器 \mathcal{O} 導 入 及び 者に係る賃金を 百 運 分 は、 の三十 用 に 要し 百 分に 五. 五. た + 定 万

ホニ

(その額が五十七万円を) が 前号本に該当する事業 (その額が五十七万円を) が 前号本に該当する事業 する労働 2働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した。6が五十七万円を超えるときは、五十七万円(2額した事業主にあつては、三分の二)に相当の一(その雇用する労働者に係る賃金を一定に該当する事業主 就労環境の整備に要した その 額 が 七十二万円を超 就労環境八十万円 えるとき は、し 七十二万元とた費用の

- 34 -

二額に関 る 万百し 雇 当 五. 小じて得 十に ず か低 す 又は る局 (そだ 百 円のめ の額る いが基 ず 準 れ対に が低いる。 7 額者算 をの定

3 母の 一 評価期間の末日の翌日から起算して一 下円を乗じて得た額又は百万円のいずれかいである基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従つて算定した額の百分のが定める基準に従って算定した額の百分のでは、当該いずれか低い額)を支給する場合にあっては、当該いずれか低い額)を支給する場合にあっては、当該いずれが低い額)を支給する場合にあっては、当該いずれが低い額)を支給する場合にあっては、当該いずれが低い額)を支給する場合にあっては、当該いずれば、対策に関して、対策を対象がある。 一 評価期間の末日の翌日から起算して一においては、当該いずれが低い額)を支給する場合にあっては、当該に対象がある。 万百働が同各 第 号 ホ に 該当する場合にあつて援助成コース助成金の規定する事業主が、19 ずれか低い額を超えるときは額が、対象労働者の数に二十増額した事業主にあつては、百分の十五(その雇用する労に関し、雇用環境・均等局長へては、当該事業主に対し、 の同額 支号 船を受け、水に該当す す かつ、次の

期間 合 間 目 が、末 末日 値 を事 達 業 \mathcal{O} 翌日 初成所 l \mathcal{O} 労働者数に応じて雇ににおける当該事業所 ている事業主であること。 乗所の労働者₩ 別における離職 して一年を経過 用 環境· ・均等局長が定せる数で除して得な職職者の数を評価 過 する日 ま で めた価の

する 通 期 日 間 \mathcal{O} で 日 期 か 間 5 当する事業主であること。 用した勤務の実施状況が雇用環間における前項第一号ホ40の事の起算して一年を経過した日か **川環境・均等局の事業所におけ** 日から三箇月を

4

ヤリアア ッ プ 助 成

第

百

2 第二号に 八条 員 化コニ 定 8 る] 額 ス 労働者(派遣労働者を除く働者又は期間の定めのない額を支給するものとする。ス助成金は、第一号に該当 当 す る 事 業 全主に 対

五. 期 及 通 契 約 び 常 労働 附 \mathcal{O} 則 労 第 兀 条 に お て同じ。 < 11 労 以 働 下この 契 勤 約 務 を 条 地 締 限 結 定正 する 第 百二 社

> に無に関 万百 雇 用 ず • か す る は 百万円へが定め の額 る いが基 ず れ対に か象従 低労 2 7

が同各り、定号号、 関者に係る賃金な付号のいずれにする 一号へ(3)の措置の 付号のいずれにする がである基準に従 本日の翌日における当該事業所の労働者数で 「等支援助成コース助成金の支給を受け、か 「等支援助成コース助成金の支給を受け、か 「電の実施に要した費用に関し、雇用環境・ 「理に従つて算定した額の百分の二十(その属 で得た額又は百万円のいずれか低い額を超いれか低い額)を支給するものとする。 れか低い額)を支給するものとする。 れか低い額)を支給するものとする。 れか低い額)を支給するものとする。 れか低い額)を支給するものとする。 「日の翌日における当該事業主が、同号へに該当する を対しる前項第一号へ目の事業所における離職者の で目の翌日における当該事業所の労働者数で では、当該事業主が、同号へに該当する では、当該事業主が、同号へに該当する では、当該事業主が、同号へに該当する 一 同 号 へ い額を超えるときは象労働者の数に二十事業主にあつては、一人の雇用する労権用環境・均等局長を対象を表する。 かつ、 し次に

働者に係る賃金を一定の割 百分の三十五)に相当する 万円を乗じて得た額又は百 一 評価期間の末日の翌日 間における前項第一号へ 間における前項第一号へ 期間の末日の翌日 る割目合 評価 標値 間を事の達業 初成所翌項日の日第 している事 か 5 者数に応じて雇用環境・ 起 算 業主であ て一年を経 ること。 均 等には る 長が l 日 が定得いた評 ま で た価の

過 する 期 日 で : を 期 用 間 当する事 しに た勤 におけ 野務の実施出る前項第 主であること。 状況が一号へ 過 がへし 雇(4)た 用の日 環事か 業所三 均に箇 等お月 局けを

4

(キャリアアップ 助 成

金

2 第

L

て、

正社員# 有期契約労 定化コニ とめる額 (略) 配するもの第 第 号に 当 す る 事 主

者 有 (通 常 労働 \mathcal{O} 勤 労働 務 地 者 者 又 限 4(派遣労働者を除く。?又は期間の定めのない労?X給するものとする。 は 定 正 社 員 間 \mathcal{O} 定 \Diamond 労 の以働 が下この が要契約を 約 労 働 条 締 に結 おする を て労

うのののい 。条同る締いを比 。地機キ う以及等通結 て のいずれにも該当するもの。 等の待遇を受けるものをいい、派遣労働等の待遇を受けるものをいい、派遣労働、以下この条及び第百二十五条において「以下この条及び第百二十五条において「以下この条及び第百二十五条において「は会を通じ、職業能力の向上並びにこれ、他位及び賃金をはじめとする処遇の改善がしている。)を図るための措置を講ずのいずれにも該当するもの。 いし勤 下で第一でであった。 同い限務 定地間 派さがの) 造 遣れ同定 , — Ø 一の事業所に 対動者を除る 一の事業所に がつ、通常 がつ、通常 かのの 労 いを比つ正 く常に。の展 ていして社 の雇契 員以労用約 定職(派さ務期 下働さを 者れ締 遣れが間のとる結 同の条同通し 講ずる事業主であつて、開帯の労働者の勤務地に同等の待遇を受けるもの定めのない労働者の労働者を除る。以下この定めのない労働者を除る。以下このに無期契約労働者という。)について、雇用されによる将来の職業能力の開発という。)について、そのが短時間正社員を除くないう。)について、雇用されたよる将来の職務上という。)について、という。)についる労働者であって、という。)についる労働者の勤務地にしている労働者の勤務地にしている労働者であって、

3 (12

十項 項第第 条附 及百百 対 、項第第第分で十二第第第条条 する 百 不の五条 十項十 Ξ 第の 第二次統) 第則の第、二項 第期 有第項 七 第 項 第 第八項規適 二九 百 定用項項第 にさ及及十よれびび項 条 \mathcal{O} ま項項りる第第及 適場四十び \mathcal{O} での規定第十一 一項、第十一 一項、第十一 一項、第十一 第第一二百百項 1十十、及び1 、条の音第

三四四百

おの項含第第

項四

第 及

及十び六

第 項

十条

で並

一第第

係六び

助項第

成 金関

う。

カゝ

か

む百

兀

のに業」い条同る締い待労改に割とてに等通結て遇働 をのに業 講 政善が図られることをいて「無期契約労働者であつて、勤務地に比し限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において同じ。)、職務限定において、勤務地に比し限定 い 善が図 まの の 業のおります。 定正社員(其門に をいう。) 、働者」という。) 、働者」という。) 、他者」という。) 、他者」という。) 、他者」という。) 、他者」という。) 、他者」という。) 定地 社派さが く者。を つのめ、事の を職プ 該 をは業(有 。を、事の 。の雇図 じ能 職期 以除 通業 な以 労用 をは業 す るるめカ務製下く常所い下働さもたとの経約こ。のに労こ者れ

3 5

対

する

、第百十条の四第、第百十条の四第二項、第十一項及場合を含む。)、第五項及当を含む。)、第五 (国等に対 第 一第二項、1 七第 項二 第条百 九の五条支 第及む百一第 係功項第 十項 四(項条附及 兀 項 及十 び 成 び四第第則び 第項第 一第第項十三 第項百 十 及 項び項 規 定 第七 第 。 ら 十 う。 項 第三 三四三 条 よ条 _ ま項 のり第第条の で並項規適 のび 定用項項第第 か 規に第にさ及及百二 か 定第五 よれびび十項 ら、百項の場の一条及がある。 三第び 条八第用合項項

一除号地プ援ア六用 方助等ル十調 第公成助雇五整 に 政 規 (条 人 対 執 定 地 に 材 人金用 対しては、支給しないよ対では、支給しないよれ確保等支援助成コースにおいて「雇用関係助成出ースが強にないて「雇用関係助成出ースが強にないで、雇用関係助成金、特定求職者を業雇用安定助成金、早 産 金、早期再就職支援等助成金、中期再就職支援等助成金、高年雇用開発助成金、トライス財成金、通年雇用助成金、両立支地方公共団体の経営する企業を地方公共団体の経営する企業を地方独立行政法人(以下「国等地方独立行政法人(以下「国等ないものとする。

発 支援

百 材成設 金 Ŧī. とする 認 定材助 訓開成 練発金 コ支 援 ス助 助成 成金 金は、及 び 建材 設育 労 成 働支 者援 技コ 能 実 ス 習助 コ 成] 金

2 以 主 下この 寸 定 体 育 め 若 成 条において表において、大文援コ る 額 を支い、は共] て同ス 給 によって で「事業主団は で「事業主団は、 のとようであるは、 のとも とする。 体 練 第 体等」という。) に対線等を実施する二以上第一号に該当する事業 以上の事業主要業主又は古 対 L て、 第主事

五一二 今 四 に る遣の務あ令修 了 元雇地 る \mathcal{O} <u>)</u> 下し 労 事 入限 働にた号(製労紹の) る れ定 措 正 主 と置社 約働 介(1) へ間常 を締 させ プラ(i) 定に 員、 の正の期 雇社労間そ、締結 人員働のの職結 (1)る派定 の規定である。 和している者 派遣に係る派遣が働者 定指務限 ず措正契労れ置社約働 しく 元者にが か又 て のは は 措派職結る時通主 い有 て、 し派間常 لح 置遣 務 期 同 世労働者の知 一次限定正社員 でいる者は でいる者は を の期 実 正 間そ習の型 社 労間 働 員 見として 動者、動の 指揮練を 10 元 者 | に 場無員に(合期若限派 め揮練

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金。 と行団七一 成年ル十雇 助 ト成

材 開 発 支援 金

第 百二 建 労 五 働 条 の条において「事業者しくは共同して職権しては共同して職権 者 :害者 認人 定材助 職 訓開成 業 練 発 能 支 コ] 援 ス助 助成 成 金 団体等」という。)に対訓練等を実施する二以上、第一号に該当する事業コース助成金とする。 金は、 建 設 材 労 育 働 成 者 支 る技 援 能 コ 対 上業 実 の主 習 ス 事 又 コ助 、業主事 1 成 ス金

するも

 \mathcal{O}

とする。

る 一社を調、員締 さ予(ii) せ定に 者時通 員、 へ間常 の正の間そ る派定 結 社労のの職 派遣め L 定指務い労係派 入員働 (1) 規 定 のうちいずりを開いている。 一般地限定正は の一般が表現した。 の一般がある。 の一を、 の一を 。 の一を 。 の一を 。 の一を 。 の一を 。 の一を 。 の一を の一を 。 の一を 。 の一を 用 しく 7 事 に で が、 れ置社をさは か又員締せ短の主い有のは、結る時通とて期 て て、 措派職 し派間常期 実 て造正の間そ習 置遣 務 を講働 限い労社労 のの型 ラスカ (1) に (1) で (1) 働 定指訓 者め揮練 の命を

あるのは「百分の百」とする。分のの六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」

(削る) (略)

」とあるのは「百分の百」とする。「百分の六十」と、「百分

 \mathcal{O}

七

+

五.

5電害者職業

一次のハずれこも亥当する事業に対して、第二号に定める額を支給促進に係る事業を行う法人をいう。 障害者、 法人、 条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四 校を設置する私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) する専修学校若しくは同 事 次の 定めのないものを除 · 害者 障害者 社会福祉 業主 知的障害者若しくは精神障害者又は発達障 職 ずれにも該当する事業主等であること。 業能 第二号に定める額を支給するものとする。 若しくはその (障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障 力開 法第二十二条に規定する社会福祉 発 コ √ 法第百三十四条第一 4] 体 ス 助 (法人でな 成 学校教育法第百二十四 金 以下この項におい は、 V 第 寸 項に規・]体で代 号に 法人その 該 !害者の 表者 項に規定する 定する各種学 当 す 7 同 条に規定 又は管理 る)他身体 ľ 雇用の 事 第二 害 業

担によ 職業能 生労働 害福 とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行わは都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練 援若しくは同条第十四 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 が のうち、 れる教育 において「障害者職 平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障 必要な能 認 祉サー める求 るも 力開 大臣が定める基準に適合するものにな能力を開発し、及び向上させるた 訓 長期間の のを除っ 発促 練の事業のうち、 ビスのうち、 職 者に 進法第十五条の七第三項 発し、 限る。 教育訓練が必要であると公共 業能力開発訓 「項に規定する就労継続支援の事業又は 及び向・ 下この 同 以 条第十三項に 下この項に その事業に 項におい 上させるため 練」という。) お 要する費用が国の負 規定する就労移行支 いて の規定に基づき国又 て 限る。 同 ľ 0 同 教育訓 じ。 職業安定所長 の事業 以下この 関する 練 職 (厚 項

であること。

都

道府県労働局長に対して提出

L

認定を受けた

口 (1) 次 障害者職業能力開発訓練の事業を行うための のいずれかに該当する事業主等であること。

(2)備の更新を行う事業主等であること。 障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設 の設置又は整備を行う事業主等であること。 施 設 又は設

(3)障害者職業能力開発訓練の事業を行う事業主等であるこ

イ 前号口①に該当する事業主等 障害者職業能力開発訓練のれ当該イからハまでに定める額 次のイからハまでに掲げる事業主等の区分に応じて、それぞ の額に四分の三を乗じて得た額 事業を行うための施設又は設備 の設置又は整備に要した費用 (その額が五千万円を超える

ときは、 五千万円) 障害者 職 業能 力開 発訓練の

分の三を乗じて得た額(その総額が一千万円を超えるときは事業を行うための施設又は設備の更新に要した費用の額に四 前号口2)に該当する事業主等

(1) 前号口(3)に該当する事業主等 千万円) 障害者職業能力開発訓練の事業の運営に要した費用の 次に掲げる額の合計 額

除して得た額(②において「一人当たり運営費用額」とい を当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者の総数で

害者 開発訓練を受講した障害者(重度身体障害者、 定所長が認める障害者(②及び③において「重度障害者等 六万円を超えるときは、 に四分の三を乗じて得た額(その額が一月につき十 精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安 十六 万円) に当該障害者職業能力 重度知的障

(2)[障害者職業能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を という。) 人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額 月につき十七万円を超えるときは、 を除く。 の数を乗じて得た額 万円 (その

乗じて得た額

2

3

略

附 則

第 百 開 発支援助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。三十九条の三 第百二十五条第二項の規定にかかわらず、人国等に対する不支給) 人材

働 保 滞 納 事業主等に 対 する不 支給

こに の偽 保 百 支 金 :険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に、以下この条において「雇用関係助成金」という。)は、労働にかかわらず、広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成別定(以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。 L 規 りその他不正の ・下・かかわらず、こ、定(以下この条に た事業主又は事業主団 定により支給される給付金の支給を受け、 L ないもの 条険 の料 とす (において「雇用関係)第百二十二条第一項 行為により、 体若 雇用調 しく 、はその 及び 第百二 十五 1条第二項 0

らず、人材開発支援助成金は、国等に対しては、第百三十九条の三 第百二十五条第二項及び第五項 とする。 らず、人材開発支援助成金は、

国等に対する不支給

又は

事業主とな

った者

となつた者、

被

保険者とし 者を除く。

することが

約された

(3)

次

0)

V,

ず

れ

にも

該

当

0

数に十

万円

を

乗

U

7

た

(i)

重

度障

害者等であ

つて、 する者

障害者職業能

発

受 額

(ii)

障

害

者

職

業

能 発 営 就

一力開発訓練を修了した日

又

は

吟障害者

練を受講することを取りや

Ø

0

翌日

カゝ 職

ら起算して九十日を経過する日までの

業能

力開

発訓

日

雇

光労働被

保険

以下この て雇用

 $(\, {\rm i}{\rm i}\,)$

に

お 間

٧١ に

て

同

じ

被保険 た日 当該 め て当該

者

と若

しくは

自

[業者となつたことを理

由

とし

する

日

前

職し

たこと

就

職

す

ること

が

約 発

さ

れ

たこ

を修了したもの

又は

当該障害者職

業能

力開 力開

訓 訓

練が 練の 得

終

者

職

業能力開

訓

練

を受講することを取りや

たも

の障

. 害

(労働保険料 滞 納 事 業主等に 対 する 不

第 に対しては、支給しくは受けようとした 去五年以内に偽りその他不正の行為により、。)は、労働保険料の納付の状況が著しく不 。)は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切開発支援助成金(以下この条において「雇用関係にと」という。)にかかわらず、広域団体認定訓練に 及び第五項の規定百三十九条の四 他の法第四 章 下の規定 (以下この条において「雇第百二十二条第一項並びに L た事業主又は事業主団 ない 12 より支給される給 . もの とする。 付金 体若 用関係 の支給を受け 雇 第 用 \langle 百 が成成 は 調 助 成金及び、助成金関 その 整 + を受け、若しめる、又は過める、又は過 五 条第 連 合団 入 付 規 体

2

3

附 則

0

は、支給しない. 4項の規定にか.

いかもか

わ

五雇 条 用 第 整 百 助 二成 条金 のに 関 する 定

`令及改働 + び正 用 保 法 施 行 規 則 築 第 \mathcal{O} 項 部 第 を 号 改 正 イ す に る 該 省 当 令 す る 令 事 和 六 年 あ 厚 生 0

の業則急 第 激か和 項ただし書の規定は、適用して(1)の対象期間」という。)の初日が十一月三十日までの間にありに伴う経済上の理由により、に伴う経済上の理由により、にの条及び附則第十五条以下この条及び附則第十五条の、以下この条及び附則第十五条の、以下この条及び附則第十五条の、以下この条及び附則第十五条の、以下この条及び附則第十五条の、以下この条及び附別が、 ルう条事附

3 2

`に し令し起了にの た 和 て 算 \mathcal{O} あと同よ 新 た日から令和五年三月三十一日まで)」とする。 で日から令和五年三月三十一日まで)」とする。 で日から一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日からからでは、当該指定した日が当該事業主が指定した日から起節の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。)からあつては、当該指定した日が当該事業主が指定した日(前号イに該当するまよる改正前の百二条の三第一項第二号の規定の適用については新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る令和六年改正省全新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る令和六年改正省全 つててる。 日 _ 兀 L 日 指か起かの業るて省定ら算ら満主もは令 3

5 4 附一四コ 則項月口 ナ 二月かイ 日ウ + 五. 条 イらル (5) 令ス \dot{O} のに規定するので、感染症関係 兀 に お 11 る月係 て 判三事定十業 判 基日主 定 基 礎ま が 期で 行 礎 期間のう (期)対象 間 とい 下この名が保険を 、 う。

条百二条次条の令

0)

す る

第十五条 第百二条 、同項第二号イ川 において「対象期 において「対象期 において「対象期 がら令和四年十一 を余儀なくされた を余儀なくされた を介の三第三号イ川 の対象期間(以下 の大ウイルス感染症に伴 の大ウイルス感染症に伴 条金 間ののに 三関 十五事 二附る年則事 つおと五事、年則事 · て「新 て は、 第型にで縮ナ四のつ 百コ係に小ウ目三て

3 新型コロナウイルスの支給を受けたことがの支給を受けたことがの支給を受けたことが当該事業主の直前の対を超えているものに限を超えているものに限をある場合は、当該事業主が指定したにある場合は、当該事業主が指定したのが | 一該事業主が指定した日から令和五年| | 一次の対象期間の満了の日の翌日から起源に限る。) から起算して一年(当該事業に限る。) から起算して一年(当該事業に限る。) から起算して一年(当該指した日から起算して一年(当該指した日から起算して一年(当該指した日から起算して一年(当該指した日から起源である。) から起源に係る第百二人の対象規模を表表して、 業あ起指用当二 年 三日主がのしし整事の 十の定

5

条の和 及三二新 び第年型 附一四コ 則項月口 第二号か 1 ナウイ 第 +五. 条 イらル 0 (5) 令 ス に和感 兀 規定年症 に お たする判 中四月三 照係事 11 て 判定基 判 定 基 礎まが 礎期で行 期間のう (期 射 象 間 と 下中被 V こに保 う。 の第 音二 条 の次条令

を 日 日 て相 る 実 「する う。施 を で が 五. 0) あ 分額のと 規 る 定 兀 この より項 額 定 対 0 (その L た額 7 保のは、 版の三分 焼者に、 規定に 額 を当 に和 || 該手当の支に支払つた手 か六 か 年 ら正 ず、 企業事が出る。 お規には、

6 新い に掲げる休業等の区分に応じて、当該各号に定めて 期間の初日がある休業等については、令和六年改 がう。)を加算した額を支給するものとする。 いう。)を加算した額を支給するものとする。 がう。)を加算した額を支給するものとする。 がある休業等については、令和六年改 がある休業等については、令和六年改 がある休業等については、令和六年改 があるけ業等については、令和六年改 があるが業等については、令和六年改 があるが業等については、令和六年改 があるが業等については、令和六年改 があるが業等については、 のとする。 揭前間年型 号に定める額を支給すにかかわらず、次の各和六年改正省令によるまでの期間中に判定基までの期間中に判定基

定基礎期間の令和三年五 正省令による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として行た額が一万三千五百円を超えるときは、一万三千五百円に当ら和四年一月一日から同年二月二十八日までの期間中に判定による改正前の第百二条の三第二項第一号の規定によりでによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定によりでによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定によりでによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定によりでによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定によりでによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額としてが表が、によりに当時では、五分の四年の利用がある休業等とは、一万三千五百円に当りによる改正前の第百二条の三第二項第一号の規定により対象を乗じている。 算対正定 日たの定数額額し 象省基 る改正の初日 の五 日一が日 あか の第百二条のる休業等がら同年十二 等 当 三 休十 日 ま で \mathcal{O} 令 期 間 たによりで中に判

令 が一万 額険 の者 を当 を当該手当の支払の基礎となつた分の二(中小企業事業主にあつて支払つた手当又は賃金の額に相当正前の第百二条の三第二項第一号 円 . を超 で超えるときいの手当の支払の た は、基 万 のつた日本 のつた日本 のつた日本 一 千 は、 五分の 当する額として 当する額として は、 五分の 別定によ 円 数で除しては、五分の四 当 一該日 を 乗得

> ちを超えるときは、を超えるときは、の新型コロナウィるものとする。が期間の初日がな機期間の初日がないがあるものとする。 当分にに初該の支か日 コ該手当の支払の二(中小人の二(中小人の)の一(中小人の)のた手が 企 業事 い定 0 又 とする教 当該額 基 は該 「訓練費」という。)を加算した額る教育訓練を実施した日数に応じた該額に当該日数を乗じて得た額)に業主にあつては、五分の四)の額(礎 業 賃 休 にの等 7 あ額に る \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 定 に ょ り項 心じた訓に同り 対 額 一 万 そ 領を支給す に同条第一 た被 五. の額 千額の険規円を三者定

該 政各号に定める額な規定にかかわらず、間の初日がある休業年五月一日から令和 わらず、次の各号に掲げる休業等のある休業等については、第百二条のから令和四年十一月三十日までの期イルス感染症関係事業主が行う対象 を支給するものとする。 のの期象区三間被 第二に保険 分 応項判者 第定の ľ て 基令

第二項第一号の 三第二項第一号の 基礎となった を加算した額 を加算した額 を加算した額 を加算した額 令 礎 和 第間年 の五 カ三千五 ンた日数 元三千五百日 た日数でいた日数でいた日数でいる。 では、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、五年のでは、 号初月の日一 規が日 五百円に当該日数を乗じて得た額)に訓練費数で除して得た額が一万三千五百円を超える五分の四)の額(その額を当該手当の支払処定により対象被保険者に支払つた手当又は燃定により対象被保険者に支払つた手当又はがある休業等 当該休業等に係る第百二条のから同年十二月三十一日までの期間中に判 定あか

基業金礎主の つ 相 て 当 千つ円た 当号初一額 日数で は、五 で 0 日月 に 当 規が一 該 定あ日 日 除分と に るか より のし 数 休ら L ~を乗 て得 四 て算 業年 正乗じて得た額)に訓練費を加算した 、得た額が一万一千円を超えるときは、 、算定した額の三分の二(中小企業事 、対象被保険者に支払つた手当又は賃 、対象被保険者に支払つた手当又は賃 、対象被保険者に支払った手当又は賃 年二月 対 対象被保険考 当該休業等 月二十八F たはの事賃

額額 被令一礎 た (そ 保に 額 険 千円 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 る の四 三分の 額 改 初年 |を超 支払 を当 正 日 前が ヨ該手当の六の二(中小・ 石つた手 えるとき のあ 第百 る 日 手当又は賃金 大払の基礎と 支払の基礎と 休か 業 b 等 百 年 九 当 該 月 休三 にとに額項業 当なあに第等 + 日 n 該 日 数 を は つ た 日 数 の つ て は 、 の 一 号 の 規 ま で すのおり 数、る規令期で五額定和間 を数 乗 除りの Ü に六中 て よ年に 得た 兀 てり改判算対正定 額たの定象省基

算

l

数たの定象省基 令にがれれ を額額 礎 が基本 乗じ基 和 期 険者 よる改 間四練 7 0 の年費 - 十月 た額 はつって 相 一にま 当号係で 日は、 「する う の え の 規 句 期 当 該 数 規 で五智に六間中 額 当しの しよ年に に り な り 正 り 定 該日得

9 7 練五の又当第改期行 額 は該 う 8 千 五正 新 を当該 円 賃休項省 対 型 を 中 金業の等 令に 加 12 コ を 象 象コ(被口略 超 第 算 判 定保険けり 手当 + えるときは、 額に ょ た E 係 る 項 \mathcal{O} 相 改 者イ 額 る 礎 相当する額としてる同号の規定により、第十四項及び を支 支払の のル 正 期 前 間 令ス の規定により対の別方により対の別方により対しています。一月八の別方によの一年の別方によりがあるのでは、一月八十四項及び第一月八十四項及び第一十四項及び第一十四項及び第一十四項及び第一十四項及び第一十四項 介給す 和するものb 当該額にv を て算 当なた のる八事三休日業 と 当 す 定対 +る。日 日日し象七 数 数 た 被 項 七 業か主 「等については、令和六、 「等については、令和六、 「政者に支払つた手当」の規定にかかわらず、 の五分の四の額(それの五分の四の額(それの五分の四の額(それの五十日までは、今和六、

20 10 (19 年 型 十十二月一日 \mathcal{O} 初 日 が かルらス あ る休 令 感 和染 等 五症 五年三月三十五関係事業主が に 0 11 て は、 が 令 日 行 まう 和 で対 六 年 の象 期被 改 間保 正 省 中険 に者 令 に 判の ょ 定令

> 主の二礎に 期間 円礎 とな 令 当 和 |該日数 つては、 相 一の四 当 号 初 年 Tする額 の日三 を 規が月 数 五. 乗 で 定 あ とし Ü 除分 に る日 て しの よ休か <u>四</u>)の 得 7 り業ら て : た額 得 対 一 た額 定 象 年 (場) に訓練費を加覧 (表の額を当該で観(その額を当該では、一人の間を当該では、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、一人のでは、 額 九 月 三十 日 ま で が算した額 ご該手当ので るの 第 期 百間 の小当 中 支払 企又条に は 、 払業賃 た数事賃 の判 三定 千基業金第基

兀 えるとき! 基礎とな 金第 基 した額 \mathcal{O} 礎 令 額項期和 に 第間四 は、 つって 相 一の年 号初十 当 日は、数 「する額 の日月 該 規が 数 で五 定 額 あ日 とし 12 に 除 分 るか より業同 当 L 0 て算 四 て得 該 日 対 等年 日数を乗じて得た額)得た額が基本手当日類)の額(その額を当該算定した額の三分の二対象被保険者に支払へ 十 多被保険型 当該休業 一月三十二 等 日 支にまで 額該 9 るの にの手(たま)の手(たり)の手(たり)の手(たり)の手(たり)の手(たり)のできる。 第 期 百間 当 練 高 の小 中 費 額支企 又条に を払業はの判 加超の事賃

8 算

当該日数を乗りの三第二項第二項第二項の規定のた日数で除りのこれのの正規を関する。 当つ算該た定 う新対型 コ コ(ロ略 定保かけ し て得 者イ て に支払つた手当又はにかかわらず、当ま号並びにこの条第円の初日がある。 得 のル たた四額額の かび間令ス 和感 初日が一年期 が額 に (その 万五 条第五 訓 あ月係 練 い額を当該で 大は賃金の 大は 裸費を加算. 五千円を超. 日から同年四 (、第十一項、 業等につい 金の額に相当 金の額に相当 超えるときは ĺ た 額 を は払の 支 す号第は Ξ 企 る の 十 十業 0) 当 額 基 規四第日事 す 能定り 定り して して とで を のが る該礎 となて も額 のに

20 10

基和 年 型 が日イ あ かル らス る 休 令 感 業等に 和染 五症 年 関 千三月三十萬係事業主が て は、 一が 第日行 百 まう で対 条の象 期被 \mathcal{O} 間保 第 中険 に者 項判の 第定令

・額と 22をき 礎 きはな 金 支 正 給 0 あ額 に前 する該 つて \mathcal{O} 日 相 る ŧ 額 数は 当を 、三分の二、三分の二 にで除 \mathcal{O} す号 لح \mathcal{O} す 該 規 á. 日 定 対 第 じ が額定 て得 基 基 本 そ L 象 た被号 た 手の額 保の 額 当額の険規 二者定 日を に額当分にに 訓の該の支か 最高額のかわら 練最手 払か 費 を を支小手ず 加 超払企当 算 えの業又当 る基事は該 L た

23 21

い各前基和 新ず号の礎 新 22 百二条(略) も」とする にも」とあるのは、「第一の三第一項の規定の適用に日がある休業等に係る令和日四日から令和五年六月三十四日から令和五年六月三十四日から令和五年六月三十四日から令和五年六月三十四日から令和五年六月三十四日から 一に和 \equiv 主 号つ六い年 十が い年 日 行 第て改二は正 て改 まう で対 号 省 の象 及同令 期被 び項に 間保 第四号では、中に判った。 のの正 定令 23 21

24

染

業

主

行

対

象

24

の箇該になの五要の告被主イ正定和 るは分なはさ保に中前基 当も「のも の又はこれのとある \mathcal{O} とし のる又十 あ事もは分 が日ル 険 被 かス 者保险 ら感 令 保 和症 五関 して出して出し 年系 を 「出向をした日の」となるもの」といっ」と、「二」 月 \equiv さ 続 す れ 十が て と安わる方にに改 雇 日う の局あ十 定れる六にに改 用 ま るの皆 さ前長る分同を おつ正 で 険 の被 日 に定は 期保 期おめ 間険 中者 7 が にの る 六当件 必る予る業号改判令

> 基へとを報保の て基 当額の険規日を二者定 額 額当分にに の該の支か 訓 練 最 手 払か 高当の中たら 費 を 加 を支小手 超 払企当 算 超えるときは、出の基礎となつ。国文は賃金の額当又は賃金の額 た 額 を支 給 つあ額に 当 た 該 日 する つに係て相る 額に当には、三の同号のに ŧ \mathcal{O} と す 該 し分額規 日て \mathcal{O} と定 数 得 た を てよ 乗額の算り じが額定対

「適基和 第用礎 _ 新 22 一に期年型 号つ間一コ(初二十四イ が四イ 及同 あ日ル び項るかス第中休ら感 業和症 次 兀 号 でのいずれ、 での各号のいずれ、 で係る第一 名三十日二条 に 11 . E ず れ と のま う に す も」と \equiv で 対 第の象 一期被 あ項間保 るの中険 の規に者 は定判の の定令

め者 (2) 険者 の るの (i) 者 た も 雇 中 等 」 期 さのの定和 規 初 基 等」と さ続を職 定礎年型 れし 適間月 口 安わる六に ナ 用の に初十ウ さ前長る分同をるの箇おれ日がのの号図もは月い 0 日 四イ 者 いいが日ル 定める要にしている。 て当 イるの「 に て あ 未 かス は、同号イ中 ー 当該事業主に被 所である被保険 が雇を予告された とあるのは「行 とあるのは「行 とあるのは「行 とあるのは「行 とあるのは「四十 上となるものス (5)ためらしため は、 解 満 おめ ら感 لح 間いる 令 染 が 7 和 症 る 六 当 五関) 箇 月 0 年 係 年三月三十保事業主が行 事 険に 百 雇 規 を 行 予 定条日 う す \mathcal{O} ま る さ に で は安若 告 継 判第の被 定是局 とされ 保同ず L 続 定 一期保 た < れし基 号る 項間 口も以十長は同たて礎第 中 中の上分が労号被雇期 の定働イ保用間号判令 لح

25 箇 規 - O 9 日 定 のか第 み型 適 ら一替 コ 令 項 用 え 口 元について、不適用で、不適用で ナ ウ 十三月三十 ては、 ロす ル うる令 に ス 規 感 同 定 和 一一日までの開発を開係事業を 뭉 口 (2)中 三期象に主節間被に 中保の険 月 よ行 る う 出者改第 لح あ の合のは、 い令和二年Eの第百二年の規定と んは、 号 四 一. に の月条よ

26

月

」とする

な感第 + くさ 期五 染 れの係 症項間 とする。 るれに 第中の 適 にも」と た伴う経って、 令 和六もの あい年 に 済 基 和 るのは、一改正省 該礎四 新 上の 型の理 当 期年 ヨする事業が年十二月一日 は、 省 生由によ 当 口 令 による改工 「第一号、笠」 該 り、 主が日かか あ ス急 るら かって、 第二号 限前感 激 b, の染に 第症事 等 Ŧī. 及同び項 百関業新を年 係活型コラ 第一条の 月 号 Ď ず 号項く余ルの言 ま 儀ス三で れのの

一 ス 月 感 け行 + 新 わ る \mathcal{O} 五 うと れ型 染 雇 \equiv るも 期 コ十症用第の 定 す 間 口 調 日 関 ナウイ までの るも 0 助 \mathcal{O} 係 整 項 期満項 に 事助第 成 第二 限 間 \mathcal{O} 業 成 了 限る。)に係る屋イルス感染症特別の間に同号イに数 であり 号 が に 主 金 コ 号イ 一号イの規定対する合和 支 日 へ給さ - とある の規定の 令和六t て、 当オル れ て、 を受 たも 当 該判定の適用で 令け る 雇例該 ス 0 用対 に 定 用改調 象 限 基 に正 整期 礎判つ省助間 る 成会はに 月一 て例対 定い令 あ 期 間基 てに る に支給される休業等一日から令和六年十る新型コロナウイル支給される休業等に対象期間中に第百二 は、同支給 の異 の内礎 支給を対 末の 期 休 間 日 業等 (5) 号 正 イ前新象 にに(1)のた期 す つ規(i)第一に間い定中百受に 第

25 中で向り が 対象被 新型コ 筃 月 中保え 口 て適 の険 ナ とあ ウ 出者 向の用 1 る 令す に ル の係 和 Ź ス は る 第 同年百 染 号 四 症 の月条関 規定 筃 の係 月 事 のか第 業 とする。 適用令項が に和第行 つ五 う ト 年号第 て三口三 は月に項 三規の 同十定規 号 す定 ロ日るに

(2) ま 出 よ

26

及び第四号の以内項中「次の名の二条の三第 型コ の当期年 理す間十 い各一項 口 るの 由 いずれに 一項の規: によ 事初月 業 日 みり、 未主である: 日から: 9れにも」となたの適用についたの適用についる染症関係 かって、等和五 とする。 等 Ŧī. 業新を年活型行三 あい係活型行 て事動コう る 月 のは業の口第 は、 主縮ナ 百 当を小 ウ 該除をイ条日 く余ル。儀ス 第休 \mathcal{O} 業

、司号イ1)i中 けようとするもの 行われるものに四 (新型コロナウィ 末の期 十 月三十二年の三第一五条の一 休間 同 号 イ (5)す にに(1) 日 関 調 のに限 まで つ規 係 整 項 (i) 定 中 事助第新 する 0) 業成 \mathcal{O} 7 る。 金号 対 に ル 間 主 雇 コ ス感 一であ支にナ 用 判 対する。)に 対 に 象 定 期 同 調 ウ 整 基 間 染 号 つ給該 w当するものソイルス感* て、 係症 イ 助 礎の同 を受 **逆期間である**の満了の日」 ぶち雇用 成 満 項 に 将例対象期間に該当する場合 第二号 け 金が 令 のものとしてるものとして 用対 和 支給 日 調整 五 1 0 年 と て、 とあるの規定とある 兀 さ あて例る支対 れ 合 月 当 に た 支給 日 Ł 該ののの 異 新給象 から 判は適支ななる 型 さ期 \mathcal{O} ささ コれ間 れ 令口る中 基 に を 対 限 新 る 和 礎 0 象 ナ休に 判 ウ業イ等 休 定いた期 六 年 間基 てに間 業 等 十ルに の内礎は受に

のの第を一に + 除号判 五. ず号項く。 1 定 ħ のの に 基 \mathcal{O} しに い規 該 礎 四 ず定の係 当 期 す間 とする。 適 にも」とあ る るの和 用令事初五 元について和六年 業 日年 主が四 (新る一 ては、 る \mathcal{O} 型休日 は、 省 コ 業か 当令 5 口等 該に ナ を同 ウ行年 第休よ 業 イう六 る 号等に正 ル 第 月 ス百 三 第限前 感 + り の 、 第 染条 日 号 第 症 \mathcal{O} ま 及同百 関 で び項ニ 係第 第中条 事 期 四「の号次三 業項間 主第中

対もうが象第 + 二号 の経 経 期 あ 五. つ期(い間以 つ 過 済 間 0 条 上 不この理由 (第二 て う対象 ま 和 項条によの 項 象 \smile 百二条の 期年 第 及び第七項において「被災の間にあり、急激に事の初日が令和の初日が令和 百二 条 三第 \mathcal{O} 三項 お災事か和の ょ 第 い関業つ六項るて係活、年及改 へただし て係活動 項 事動令一び正 第 縮六一七の小年日項第 例 主 縮 書 号 の対 1 象とを能かに百 規 定期い余登 らお 該 赤儀なくさな 登半島地震に 起算して 間」と . う。 は、 い条 当 ての す こいう。 くおにこう。 くさに、「一」 とされた。 これた。 用 L るた伴月対項主 な

2

3 険号も直た前解満 号 *雇* イ を で 適 を予 あ事 用 災 限対がに る 業号せ 関 「限対出る象 告 被 主 イず あ該 係 る事 「 に 保 族 期 当するも に 事 向 をした日へ 一をした日へ でした日へ でした日へ でした日へ 間 被 令 業 和 主 て 険 に に 者として継 規 年 0 らかっては、 定 改 用 い を予告 する判立 者 前の日 7 さ は、 等」と、 日はの れ に _「お 当 꺞 た 期 日 去 さ 続定に 第 よる い該 か当に れ し基 百 ら該雇 て事 た て礎 が 当業起指用当被雇期改 六 条 筃 該保用間 該 主 算定調 正 \mathcal{O} し整事険さの前 でも助業者れ初の 事がしし 月 未 業指 第 た日の 所 定 日 成 主 等 期間が六 とある 治定し、 金が のし 年が 項 で 百 の事業主に被告 が指定した日 とあるのは とあるのは とあるのは に日」と、同 が当該事業主の に日」と、同 が当該事業主の に日」と、同 が当該事業主の に日」と、同 が当該事業主の に日」と、同 がはにいる。 にいる。 にい。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 第 る被 묽 保険 0 規 保同るのけ 未 7 定 3

、 儀なくされ を起算 らお 定期い余登 十 + いっているつ 除号判 間」と う。後か 五. 五. て単に イ定基 及同 < 定条 画用しない。 一という。)に係る対象期間 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 ので、同項第二日 び項 \mathcal{O} \mathcal{O} で、同の二 第中 該 礎 四 に 兀 \neg 当 期 号次係す間 令 0 のる るの和 各同事初五 第 ず 切り間(以 済過間 号 号 項 業 百 日年 と する Ě れのの主が四 1 が下この理由 にも (新る一 ては、 (第二 (1) 条 い規 、 ず れ の 型 休 目いのの では、 では、 での、 での、 での、間に により、 のない。 のない。 う対象 日 とする。 象 第 カュ 期 __ b たけを同 が 三 七て急あ あいイう六 激りが下こ てル第 項 뭉 る 月 第三 のはス百 に被に 1 \equiv お災事か和のに は、 + い関業の六項該 当染条日 項 た 年 及 て係活 該症のま だし 事動令一びす 第 休関 =で 特業の和月第る 係第の 書例の対 例主縮六一七事 等 事 一期 小年日項業 に業項間 規象とを能かに主 第限主第中

事絵を とて_未 、い主 っの 被、い主受保同るのけ 険 ものに を ものに と 当は係事 険 号 解 満 のに 関ライに 対が に ながに 限対が で 者 ロの前 あ事同業 中にの 号主イに 予 る業 予 象 あ該 告 被 主 て 出 る る事 に保険 期 に中係 告 継向 当 別間の満了の す 被 る 続を るも た被 者、 (5) 第 業 保 L こた居 主 に 百 映者として継ば に規定する判立 日二条の三第 保解 雇 日 あ 了 に と 用 の さ のとして過去 の日の翌日 の日の翌日 の日の翌日 険 雇 者 を予告 等」 者 と、 さ続定 لح 間い該か当に れし 基項 事ら該雇 て礎第 あ が T 事ら該雇「当業起指用当 た 六 当 被 雇期 る 算定調該保用間号 \mathcal{O} 主 月 事 がしし 整 事 険 さ のの てた助業一日成主 業指 者 初規 満 所 定 等 た 日定 年が金が 期 での L のの あ事たを当の指と あま日超該支定あ 間前適

保険者等」として、 を予 告され た被保 同 号の 険 者 規 等」と 定 \mathcal{O} 例 あ に る ょ 0 るは 解 雇 を 予 告 さ れ た

5 略

日お約 数 手 三 日中日 て Щ でを三百 「支給 口に す 当 百 け に て 小 数 数を三百 1六十五 ※を三百 基づいい の三 る通 災関 の最 日 企 該 業事 規定 通 額 石 第 高 常 常 Ш 六 \mathcal{O} 同 係 1六十五 1六十五 とする出 十五 で除 最高 象期 賃 賃 て負担した額 額 業 条 県 事 金の 全主に 金の 項 に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間 第 又 一で除 (第二号 ï 間 額に三百三十を乗じて得 は 主 一で除して得た数を乗じて得た額)額に百六十五を乗じて得た額にす あ 一で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間て得た数を乗じて得た額を超えるときは、 こという。)に 向 項 福 が をし 第三号 して得た数 つては、五 井 う令 県 口 た者に (その に \mathcal{O} の規 区 規 域 定 額 係る出れる出 を乗じて得 内年 分の四)の が当該 に能 お ける賃金に 所 登 向か向 在 わ対ら象 出 期 す に支給対象期間の日数をの額(その額が基本手当て得た額)の三分の二(得た額に支給対象期間の た 向 間 る地 について 額) をした者の 被 事 ず 保 いて同の を支給するも 同険 所 条 者 第 $\bar{\mathcal{O}}$ お新 の基日本 \mathcal{O} 富 5

7

」とする。

四四 0 条

+

. 分

0

と

司

項

本

文中

· 「百

日日

とあ

るの · 分 の

は「三百とあ

るのは 十五分

四四

· 分 の

同

項

本文

中

百

日

_ と

あ

る

0)

とする。

る十第

五. 百

分

一」とあ

るのは「三十

-分の一」と、足の適用について

6

災関

業

全主が

行う令

和

登

島

地

震

L

新

潟

県、

6

百富

業所際

12

休業等に係る

二山条県

第 Ш 係

項 第二 三項

に規定する対象被保

険

者の所

に

おける

県、 被災関!

石

県又

は主

福が

計県の

和

区

|域内に所在する事業|

際

L

新

潟

事業

域内に対策の

Щ

石

県 事

又

福井県の

0)

第 は

号

イ

に

規 区

定

対所

被保険

者

0)

休

る

同

号及

同

条

第

本文 一号イ

0

規定の適

用に

いっ

ては、

同 休

院号イ(5)中「 大業等に係る

のび

一」とあるの

は「三十分の

一」と、「二十

分

0

のは「三百の一」とあ

年

正

省 項

令

(T) 改 第 Ш 係

三第

三項

坂本文の規定の規定の

0 す

第 る

百

二条 象 在 半

 \mathcal{O}

第

て \equiv

は、

| 号イ(5) 中 第二号及び

同項

Щ て

告され た被 保 険 者 等

す

日数を三百六十五でおける通常賃金の類約に基づいて負担し 数を三百-三百六十五日額の最高知 数を三哥、やける通常賃金の額に百六上約に基づいて負担した額(約に基づいて負担した額(とする。 数を三百六十五 当該通 県、 ロに て 災関 業事業主に 規 石 六十五 の最 第 常 定 同 Ш 係 賃金 で除 する 額 県 高 に 第 項 又 で除 額 三百三十を乗じて得た額に支給対 \mathcal{O} は L 第二号口 主 にあつては、五分の『五で除して得た数を垂 て得た数を乗じて得た額を超えるときは、百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日 に 額 で除して得た数を乗じて得 額に百六十五を乗じて得 向 項 が (第二号 をし 三百三十を乗じて得た額 に して得た数を乗じて得 井 ては、五分の四)の額(その額が基本手当して得た数を乗じて得た額)の三分の二(五六十五を乗じて得た額に支給対象期間の 県 う . う。 (その た者に係 0 Ď 区 規 こに 規 定 域 保る出れたない。 額が 內 年 お に 当該 ける賃金 所 向か向 在 わら 出 期 す て得た額を超れてのでした者の た額) 間 る 象 をして につ以 事 震 に支給対 を支給するも 11 同険所際 下 て 条者に し 象 え 0 同 0) 対 第の 和象期間の の項におい の項におい の項におい の項におい 期 間 項向 県 上数を につ の基 日本 0

7

略

立支援 助 成 金 関 す る暫 定 措置

日から令和六年三月三十一日までの間における第一成金として、同条第五項に規定するもののほか。全 支給するものとする。 ついて 七条の二の二 同号に該当する事業主に対して 条第五項に規定するもののほ 第百十六条第 項の介護離 か、令和二年四月職防止支援コース 第二号に定める額を 号の有給休暇 助

たもの、当該被保険者に対して有給休暇を合計して五日以上取得させ、当該被保険者に対して有給休暇を合計して五日以上取得させ 措置に係る休業を除く。 第二号に規定する介護休業の制度に準じて講ずることとされる る家族の介護を行うための有給休暇(介護休業(育児・介護休 その他の就業と介護の両立に資する制度をその雇用する労働者 いて同じ。)を与えるための制度(休暇日数を合算した日数が る年次有給休暇として与えられるものを除く。 業法第二十四条第二項の規定により、 二十日以上であるものに限る。)を整備する措置及び当該制度 .周知させるための措置を講じている中小企業事業主であつて 項に規定する介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定によ 関する対応として、 その雇用する被保険者について、 育児・介護休業法第二条第五号に規定す 育児・介護休業法第十六条の五第 新型 育児・介護休業法第二 コロナウイルス感染症 以下この項にお

被保険者の数が五人を超える場合のイ又は 計した数の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める 次の前号に該当する被保険者が取得した有給休 ついては、 合計して五人までの支給に限る。 口の規定による支給 : 暇 の 額 日 L数を合 (当該

十日以上 被保険者 人に つき二十万円

2 項の規定によるものに限る。 しては、 前項の規定にかかわらず、 支給しないものとする。 被保険者 次項において同じ。) 人につき三十五万円 介護離職防止支援コー は、 ス助 国等に対

3 百二十条の二及び第百四十条の三の 第 助 項 成金に 中 雇 ついて準用する。 用関係助 成金関係規定」 この場合に 規定 とあるの は お 介 て、 護 は 離 第百二十 職 「附則第 防止

用環境 第三項 用環境 限る。 規定する雇 基づく雇用 ることができる」と、 業主又は事業主団 係助成金は」とあるのは ることが とあるのは とあるのは に」とあるのは 一十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条 成金 もの は 護離職防 支援コー 代 七 成金」 第 又は訓 理 は 条 同 事業主又は事業主団 「介護離職 とする」とあるの とす 人等 以 条第二項中 0 の二の二第 主 と 均等局 規 لح 下この 項の規定による支給を受ける場合にあ 又は で 均 と読み替えるものとする。 環境 用関 ス助 練を行 等局 雇用 いう。 Ś 定により読み替えて準用する第 きる」と、 止支援コー 「附則第十七条の二の二第一項の規定」 「附則第十七 と 事 とあ 長が必 業主 条及び 関係助成金」とあるの ·均等局 係 成 長 防 「事業主に」と、 割 つた機 が必必 助 金 体に」とあるのは 止 一代 るの 項 成 にと 寸 支援コー 雇 とあ - ス助 第百四 【理人等又は訓練機関 同 金」とある 用 لح 要があると認 同 要があると認 \hat{O} 体 関係 関 条第 長の別段の 条第三項中 条の二の二第 規 は 体 は 「介護離職防止支援コー るの の とあ 定 成 (以 下 「支給しないものとする。 「支給し - ス助 助 代 一十条の三にお 金は」と、 は とあるの る ح 雇用関係助成金は」とあるのは 成金に」 理人等又は 項 中 第百四十条の三第一 成 0) \mathcal{O} 「訓練機関」 定め な は めるときは、 めるときは、 金 「雇用関係助成金関 は 「事業主に」と、 割 雇 いも 同 雇 は とあ 介護離職防 事 項の規 用関 に は 用 (附則第十 事 「介護離職防 より 業 訓 事 V 関 百二十条の二 \mathcal{O} 項 るの とあるの 業主 とす 主 0) 練 係 て 係 と って 附 機 業 同じ 規 定」と、 助 助 則第十 別段の ス助 る。 لح 又 は 関 V 主 成 別段の定めをす 定 成 は、 と 七条の う。 *の* 金関 止 0) は に 金 「介護離職 1項中「第百は事業主団体 止支援コ は 支援コー 兀 とあるの ただし、 成 よるもの は ただし、 「支給し ※金は」 -七条の 第 と 係規定」 「代理人 0) 係規定」 定めをす 支 は とい 対規定に 倍) <u>ー</u>の 雇用 給し とある とあ 項 防 関

第十七条の二の三 一両 立支援等助 成 金に関す (略) る暫 定措

条の 0) 兀 から第十七条の二の六ま 削除

(新設)

第十七条の二の三 略

第 金とし から令和六年三月三十 条 て、 の 二 同 \mathcal{O} 兀 条第八 第百十六条第 項に規定するもののほ 一日までの 間における第一 項の育児 カ 休 業等支援 令和 号イ又はロの Ŧī. 年 コ 兀 月 ス 助 有 日成

る額を支給するものとする。 給休暇について、同号に該当 新型コロナウイルス感染症に対応した仕 同号に該当する事業主に対して 事と育児との 第二号に定め

両立

イーその雇用する事業主 暇を与えるための制度の整備を除く。 推進に資する職場環境の整備に関する取組)を行 イス V 人はロの カュ つ、 次のい 有給休

学校、 措置を講じたものに就学し、 せた事業主 第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるもの 整備する措置を講じ、 を除く。 の世話をその保護者として行うための有給休暇 五十六号) の他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業(ロにおい て「小学校等」という。 その雇用する被保険者が |関する対応として学校保健安全法 義務教育学校 以下この項において同じ。 第二十条に規定する臨時休業その他これに準ずる (前期課程に限る。) 当該規定に基づき、 のうち、 又はこれを利用している子ども 学校教育法第一条に規定する小 新型コロナウイルス感染 を与えるための制度を (昭 有給休暇を取得さ 和三十三年法律第 特別支援学校そ (労働基準法

度に基づき 有給休暇を与えるための ことが適当であるものの れに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しない により、 利用している子どもであつて、 その雇用する被保険者が、 校長が当該小学校等の出席を停止させ、 有給休暇を取得させた事業主 制度を整備する措置を講じ 世話をその保護者とし 小学校等に就学し、 次のいずれかに 7 該当すること 若しくはこ 行うための 又はこれを 当該 制

3 2 ては、 るのは 業主又は とする」 業主又は事業主団 とができる」と、 のとする」とあるのは 七条の二の四第一項の規定」と、 ができる」と、 の規定によるものに限る。 という。 均等局長が必要があると認めるときは、 事業主団] 第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は 前項の規定にかかわらず、 円 に限る。 第一 均等局 下この条及び第百四十条の三におい 育児休業等支援コース助成金(同項の規定によるもの (2) (1) 前号イ又は口の有症化するおそれ ス助成金に (3)(当該被保 を行 附則第十七条の 支給しな あること 「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、 項 中 とあるのは とあるのは 新型コ 新型コ 新型 事業主団体」とあるの 体に」とあるのは つた機 長が必要があると認めるときは、別段の定めをするこ コ と 雇用関係助成金関係規定」とあるの 同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とある ついて準用する。 いものとする。 険 口 口 口 同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあ 関 体の」とあるのは 者の数が十人を超える場合は、 ナウイルス感染症の病原体に感染したおそれ ナウイ ナ ゥ 「育児休業等支援コー 「支給しないものとする。 以 <u>-</u> 代理人等又は訓練機関 給 0 1 「支給しないものとする。 休暇を取得した被保険者 ある疾患を有すること 下 ル ル 次項 ス感 匹 ス 感染症 第 訓練機 育児休業等支援コー 「事業主に」と、 恋染症の は において同じ。 項の この場合におい 「事業主」と、 「雇用関係助成金は」とあるの 関 の病 「事業主 規 病原体に感染し て同 という。 定 原 別段の定めをすること ス助 体 と の と じ とあるの ただし、 成 感 「支給しないもの は、 金 ただし、 育児休業等支援 て ス 染 「支給しないも は は لح 助 人までの支給 は 人につき十万 L 国等に対し たこと 雇用関係助 た場場 とあるのは 第百二十条 V) 「附則第十 「事業主又 は . う。 と 雇用環境 لح 雇用環 合に に 「代理 限る . О 重

用関係 定する雇 等支援コー み替えるものとする。 規定による支給を受ける場合については、 境・均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の四第一項のにより読み替えて準用する第百二十条の二の規定に基づく雇用環 - ス助成: 等」 割 『代理人等』 と 助 助 とあるのは 成金」 金に」と、 · ス 助 主 雇 又は とあるの とある 助 成 用 成 لح 金 関 成金及び 訓 は 係 「二割 第百 雇用関係助成金は」とあるの 0 練 助 لح 機 成 は は 関 第百三十九条の 匹 金に」とあるの (附則第 「育児休業等支援コー 育児休業等支援 十条の三 事業主又は とあるの 十七条の二 第 は 二倍)」 兀 事業主 項 は 「代理 中 育児 コ 第 の四] 第 団体に」 ス助 人 ス助成金」 項に規定する雇 等 ٢, 第三項の 百二 は 休 業等 育児休業 成 金 と 同 とある 条第二 条に 規定 ح

第十七条の二の五 削除

2 第百十· る休暇取得支援 7 七 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措 条 六条 新 \mathcal{O} 型 の六 コロ 第 コー ナウイルス感染症に関する母性健康管理措置によ 項 第百 に規定するもの · ス 助 十五. 成金を支給するものとする。 条第 号 0 ほ 0 か 両 77 次項第 支援等 一号 助 成 置による休 0 金 休暇に とし 7

日間は一日では、 イ その雇用する被保険者であつて、妊娠中の女性労働者及び 第二号に定める額を支給するものとする。 暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、

対象被保険者」という。出産後一年を経過しない 条及び第十三条第 において、 という。 に関 年を経過しない女性労働者 する法律 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の とし 項 7 (昭和四十七年 に基づく措置) について、 勤務時 間の変更 法律第百十三 以 以 労働協約又は就業規則 下この 下 勤 -母 性 務の 項において 健 軽 康管理措 減 第十二 休業

での支給に限る。 口 年度において対象被保険者の数が五を超える場合は、 基準法 五年四 対象被保険者一人につき、 措置を講じ させるための措置を講じている事業主であること。 度及び母性健 当額の六割以上が支払われるものに限る。 るものを除き、 て二十日以上取得させた事業主であること。 対象被保険者であつて、 他 として休業が必要な妊娠中の女性労働者に ス感染症 月 の措 第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられ <u>一</u> 目 を与えるための制度を整備する措 置 同 康管理措置の内容を労働者に周 から令和五年九月三十日までの間に休暇 を講じ、 に関するものに限る。 当該年次有給休暇について支払われる賃金相 0) 対象被保険者に対して当該休暇を合計 カコ 二十万円 母性健康管理措置 当該措置 (一の事業所に 下この の内 以下この項におい 容 . (新 を労 知させるための 置 口 つい 並びに当該制 お 型 働 つ コ 7 1 者 五人ま き 口 (労働 令和 同 ナ 周 知

3 4 しては、 母性健康 第百二 の規定にかかわ 康管理措置による休暇取得支援コー 一十条の二及び第百四十条の三の規定 支給しないものとする。 らず、 新 型コ 口 ナ ゥ ス助 1 は、 ル 成 ス 新 金 感 は 型 染 コ 症 口 国等に対 に関する ナ ウ

型コロナウイル めるときは ないものとする。 《成金について準用する。 ス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コー 事業主」と、 六 第 コー 雇用関係助 二項 ス助 別段の $\widehat{\mathcal{O}}$ 成 ス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取 規定」と ただし、 金は」と、 「支給し 定め 成 金関 をすることができる」 この場合において、 雇用環境・均等局長が必要があると認 ないものとする」とあるのは 「係規定」とある 雇用関係助成金は」とあるの 「事業主又は事業主団 0) は 第百二十条の二 附 則第十 体」とあるの 同 条第二項中 「支給し は「新 -七条の

雇用関係助

成

金

関

係

規

定

とあるのは

とあるの

第十七条の二の六

は

新型コ

|項の規定」と

雇用関係助成金は」

七雇 項置

業 は、第百二条の三の二、百条の五 法第六十二条第一用安定事業に関する暫定措 百 兀 + -条及び 第百四十条の二に規 百二条の四、 定するもの \mathcal{O} するもののほか、当分の開発労働省令で定める日

染症 あるのは るのは は、別段とする。 よる休日 雇用環境• 練機関」とあるの 条第二項中 百二十条に規定する雇用関係助 体に」とあるのは「事業主に」と、 による休暇取得支援コース助成金は」と、 規定」と、 ース助 規定 業主 ウイ بح という。 する母 項の規定による支給を受ける場合にあつては 規定する雇 成 に 金関 は「新型コロナウイルス感染症暇取得支援コース助成金に」と、 *の* により読 関 用 段 ル 「二割」 新 する母 性 関 0) ただし、 ス 成金は」と、 と、 感染 均等局長の別段の定めにより附則第十七条の二の六)」とあるの 定め 支給 健 係 型 係 「という。 17 17 康 助 用 規 管理措 とあるのは「二割(附則第十七条の二の六第四1性健康管理措置による休暇取得支援コース助成 関係 成 理 み替えて準用する第百二十条の二の 定」とあるのは をすることができる」と、 L 症 事-金 ない (コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」と) ナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に 人等又は訓 は 雇 助 用 業 関 一代 全文は とあるの 成 環 置 ŧ する母性健 又は訓練を行つた機関 境・ 事 金」とあるのは 理人等」と、 は「という。 による休暇 \mathcal{O} 業主又は事業主 とする」 練 均 事業主団体に」とある は 成金及び '等局長が必要があると認 機関」とある 「附則第 康管 「新型コ 第百四十条の三第一 取得 とある) | |と、 理措 に関する母性健康管理 第百三 雇用 支援 十七条の二の 口 同 置 新 \mathcal{O} 団 ナウイ 事業主 関係助 型コ 0) 条第三項 は 体 に コ いよる休暇に] 十九条の 以 は 一代 支 . 二倍) 」 口 ス 八理人等又は訓 以下「訓練機関 一の六第二項の 一の六第二項の 規定に ナウ 一又は 成金に」とあ 給し 助 代 0) ル ス 理 は 成 金| | 事業主団 項中「 感染症 るの得 めるとき 1 兀 ない 基づくの場の場合 と、 等」 第 事 ル . も の 業主 لح ス は支 読 第

替

えるものとする。

第十 及び第百四十条の二に規定するも事業は、第百二条の三の二、第百第十七条の五 法第六十二条第一項(雇用安定事業に関する暫定措置 十条の二に規定するもの 、るもののほか、当分の間、次のと、 第百九条、第百十五条、第百四十4 《一項第六号の厚生労働省令で定め) お条る

間、 次 0 とおりとする。

る (令 定 和 措 六 置 年 登 半 島 地 震に .係る認. 定 訓 練 助 成 事 業 費 補 助 金 に 関 す

1登半島地 が行う認定訓練の実 された市町村の区 要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい三分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備の令和五年度及び令和六年度における適用については、同条中経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要すが行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和なが行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和な の経 「二分の一」と、 を受け た施設又は で震によりで震によりででである。 令 メ施に必一 域内にお 設備の災害復旧に要する経費」 和 六 年 い能 て 第 半 百 島 二十三条。 とす ź。 を整備 被 に 第

削 る

三十四条 開 発 支援 助 成 金に 関 す る 暫 定 措 置

略

人への見 投資促進 定め コ める額を支給するものコース助成金は、第一 第一号に のとする。 該当

す

んる事

業主

に

対

2

次の 外のいずれかな第二号に定る に 該当する事業主であること。

(略)

0 イ(1) 1 ず れ に (3)から ŧ 該 当 (5)まで及び(7)に該当する事 コする事 ・業主であること。 業主であつて、

りとする。

略

る **令** 暫 定 和 措 六 登 半 島 地 震に .係る認定 訓 練 助 成 事 業 費 補 助 金 に 関 す

が行う認力 された市 又 あ + 七条 は 設 備 \mathcal{O} 定町五 の災 地震により著しいた訓練の実施にない対の区域内にな 八害復旧 に要 和 六 女する経 必 お年 要 V 安な施設又は設備でいて第百二十三条に膨発半島地震に際し 女な施設 一費」とする。 でにし のは「二分の一」と甲「二分の一」とあ何に係る同条の規定 あ規 災 然定する つて、 害を受けた施 要する経費」と 令事法 に 要する年業主等の 設

を実施、 百 対 +して んために 七 十 月二 条 九条に する学校教育法第一 の七 $\overline{+}$ 当該講習に要する経費の の 二 必 兀 要な知 日 規 以 定 後に 法第六 するも 飛識及び 離 職した求職者に対して、ののほか、令和五年度ない。 + 条に規定する大学又は高等専門 技能の習得に 条第 部の 項 第 補助を行う事業とする 資すると認 一号に 度ま 掲 再 で げ \otimes 就 0 る られる講習 職間 事 を 業]学校に 容易に は 令 和

発支援 助 成 金 に 関 する暫定 措 置

第三十四条 略

2 一次のいずれかに該当する事業主であること。して、第二号に定める額を支給するものとする。人への投資促進コース助成金は、第一号に該当 第一号に該当 す る 事 業 主 に 対

次

0 イ (1) <u>略</u> 11 ず れ に(3) も該当 から(5) 「する まで及び(7)に該当する事 事業 主であること。 業 主 で あ 0 て、 次

(1)は者 開 で要 (3) 一 が 発 あ な さ う的職 部負訓 知せ る な 記を補助す? 類担した当時」といる。 ものに限る。 業職業 ることを内 訓 識 を補助する事業主であること。

「本語」の表において「自発的職業能力開発を受けるために当該事業主以外の者があることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要のに限る。以下この条において「自発的職業能力のに限る。以下この条において「自発的職業に必要ができ、ものをとする職業訓練等又は新たな職業に必要ができ、その雇用する被保険者が自認練実施計画に基づき、その雇用する被保険者が自認練実施計画に基づき、その雇用する被保険者が自 若 業練 又険力の必習が自

(1)

略

当 ハ 該次 (2) 0 ^ 1 からへまでに掲げ(略) る 事 業 主 \mathcal{O} 区 分 に 応じ て、 そ れぞ れ

りる大学及び 前号口に該: 前号口に該: (略) • (i) (i) 額

ロ 前号ロに該当する事 当該規定に定める額 イ (略) (略) · 0 ・(3) (略) で割り、 (3) (略) での費用の全部又は一部を基づき、被保険者が負担目発的職業能力開発訓練 掲 げ る 事 業 主 \mathcal{O} 区 分に応じて、 そ れ ぞ

れ

(1) 当する外国のする大学及び前号口に該当れ 当する外国の点 当する外国の点 (事業主が前日 を受けた被保験者において の自発的職業 大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)に係る入学料及び受講料の信託第九十七条に規定する大学院(これに相び同法第九十七条に規定する大学院(これに相いに対して同じ。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施するものを除い大学院を含む。)において実施する大学院(これに相いに対している。② て号(1)大管 同に(2)お院第開 業険額に ま で 事 に 定 九発 訓 主 \otimes 七練 る 額練 (学校(1) 次 を 超 教か え 育ら る 法(3) と き 第 ま で + に 三定条め 当 る 定 をに規額 る練百雇(2)料除相定 る

5 • (i) (i) 額 (3) • (iii) 略

二 十

時

間

以

上

百

時

間

未満

七

万

Щ

5

(3) •

時

間

以

時

(1) 区 分 前 前に 号 応 っつして、 じに 当 そ す ら 当する 事業 事当主 業該 主(1)次 又の次は(1) に(2) 又 掲には げ定(2) るめに 額る掲 の額げ 合 る 計 事 業 主 \mathcal{O}

該

(i) (i) たにあ該 事七 乗 被そ 0 ポじて得まま又 保の略 百 六十円円 は、 険 雇 者 用 た額中 す 人に被 (その時 六百 小 つ保 企 き険者 業 事 業 主 -に 労 動 度 百 え と時 た つて て す間有 る。 令 中 休 給 に係る賃金を増短る。)を合計した(中小企業事業)和休暇の時間数

5

6 3

(

の九進 コ成と主係体の「係規」」「体 (事業主文) 「事業主文」とあり、規定(以目の) 「事業主文」とあり、現定(以目の) 「事業主文」とあり、現定(以目の) 「事業主文」とあり、現定(以目の) は事助定 又 規] スに は定 \mathcal{O} 百 あ事 四ス三 と用い、関 とる業 第助十略 金」と、「東のあるのは「別がるのは「別が下この条に対するのは「別がる」と、「別がる」と、「別がる」と、「京ののでは、「別がる」と、「京ののでは、「別がる」と、「京ののできる。」と、「京ののできる。」と、「京ののできる。」と、「東ののできる。」と、「東ののできる」と、「東ののできる。」」と、「東ののできる。」と、「東ののできる。」」と、「東ののできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「東のできる。」」と、「まった」」と、「まる」」」と、「まる」」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」」は、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」と、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」と、「まる」」、「まる」」、「まる」」と、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」と、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」」、「まる」」、「まる」」」 は、とあるのは、事 一成 九 金条 金」と、 金はの中に \mathcal{O} 主団の附 若は事 業主」と、 及「条び附に 用成 一つ四 「 事 と 業 い 関 しく 業主」と、 第い及 金 お 7 係 人則 百二十二条 び 乗主又は事業主品人材開発支援助せ 人材開発支援助せ り第三十四条第二 おいて「雇用関係 助 は則 準 第 成金ある 成 用 百 す 兀 +| 一十四条第二元 | 1条第二元 | 1条第二元 | 1条第二元 | 1元元 はる連 + 第二 」 の 合 と は 団 の合 条 三 \mathcal{O} 体」 人 項団る成 係項の三 項団合進項中体の金項助及場の る - 「雇用関係! は「人への! は「人への! 項中体団コカの「若は」の「若体」規雇し「 のへと の成 び合規 はのあの「若体 規 金 第に定 る規雇しのス定用 の定用く役助 関 関 定 百おは 0 一 十 五 、 、 へ促は 関は員成 規 と、いる。 その 等」 の進 金 五] 「成連 促ス主事 関係体コて団う項十促 進 助 業関団る

> (1) 区 分 前 に 号 号応へ たへ(1) に該当せ 該そ す い当する事業主 業該 主(1)次 又の 次は(1) に(2) 又 げ定(2) るめに 額る掲 の額げ る 事 業 主 0

合 計

(i) (i) 額計被 し保そ しし保そへたた険の略 事数者雇 業に 一用 未主にあ 人す に る 0 被 つては、 つては、 百 で るの 雇 雇五に 七用十与 する労 千二百 日え 間た 百労を有円働限給 者度は をに 乗係るる日 **米じて得た額**(いる賃金を増いる。)を合

3

(

5

へと項中体団コの「若は」の成項九進 への投資促進コース助成金とあるのは「事業主」と、「原用関係助成金関係規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「原本の規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「原本の規定」と、「雇用関係助成金関係規定」と、「事本を表してはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「事業主 コ] 百 四 第 助 人 十略 0) 一成 九 び項金条 第中にの 促 一つ四 (進コース助成金」と、「 域団体認定訓練助成金」 がう。)」とあるのは「 八項の規定(以下この条 八項の規定(以下この条 八項の規定(以下この条 ののででであるのは「 R関係助成へ関係規定」とあればコース助が 成と、 のは「事業主」と、 「事業主又は事業 税助成金は」とある 規定」とあるのは「事業 したのは「事業」 規定」とあるのは「事とあるのは「事業主」と、 規 金 ス る成関 助 雇 成 用 関 金 係団るは 雇助体の「 主る「業「」団の附主事と 及「条並場のび附にび合規 用成 金 ・ 業り、 ・ 大り、 ・ 大り、 ・ はい。 ・ は、 業芸して、一と、同じない。 と、主、又 لح 又 開 そ 第 百い 。 _____ 金あの + \equiv 発 十同ははの四 る 条 事 支 四雇十 第二二とあり、援助 そ投 の合 兀 条 事 条 条 用 主あ助第関 とは団 第 業の資 条 第 主連促 二項団る成 二係 三 資 項団合進項中体の金項助

投成規二主資金定十団 立」と、 るに若 雇 規] 同用定 ス 条関す は 助第係る そ 成 二助雇 \mathcal{O} 成金」と読いの連合団体. と読み替え と読み替え と読み替え 助成 る。お投九業 る資条主 の促の は進四 第一項第一項第一項 の助に百

2 五.

5

「雇との IJ 若助関の合五条 し成係は団条第 はは成 す 連合団は、第百日 体四る 金 ある三 及 び の第業支は一展援 「項開 事中 九 主事 土」と、「ダサ業主又はするキリングナ 一「はグ」 金に 項第事支とに

百

とする。 3のは「人 環促進コー1 米の四第一元 主 () 「人への!! 第一項に!! 第一項に!! 又 は 事 投成規 主 資 促 進 雇規 コ Ì 同用定 < ス条関係る 成金」と対の成金」と対のである雇用関 と読屋と助体 用あ成 み 替 関る金 لح の金人百は

五.

2 て、第百三十1 スキリング支援 スキリング支援 業キ成係団るは

るものとする。
るのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と読み替えるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」とあグ支援コース助成金」と、同条第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリンに規定する雇用関係助成金」とあるのは「事業展開等リスキリン

マ助成金」と読み替えるものとする。 「中でである。 本でであるのは「事業展開等リスキリング支援コーとある。 本でであるのは「事業展開等リスキリング支援コース助成金」と、同条第二項中「リン」 百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「

- 59 -

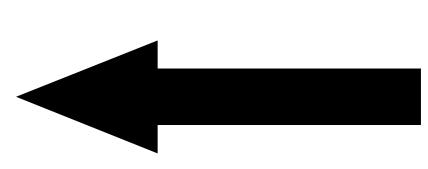
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一 部

改正)

第二条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則

様式第一号を次のように改める。

(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。



(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

の表のように改正する。

第三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第二十九号)の一部を次

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

年 女 性 建 労 働 者卜 改 ライア 正 ル 後 コ Ì ス 助 成 金 等 年 女性 建 分働 者 1 改 ライア 正 ル 前 コ

2 第 七 の 二

二 たっ 一 (略) 一 (略) て、第二号に定める額を支給するもっ で、第二号に定める額を支給するもう 第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以 第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以 連続法人(職業能力開発促進法(昭和四十四年 連続法人(職業能力開発促進法(昭和四十四年 3 のとする。 ・ 取十四年法律第六十四号) 四十四年法律第六十四号) 建設事業主団体等又は職業 3

る は 職業訓 額 からハ 練 推 進 寸 ま 体の でに掲げる建設事業 区分に応じて、 当 主、 該 1 建 イからハまでに字建設事業主団体等 定等 め又

イ く

4 する職 める額を支給するものとする。 設 業訓 分野 練推進 延団体又は中小な具宿舎等設置助4 建成 設コー *業主に 対 金 して、 は、 第 第二号に該当

主の 主の区分に応じて、当次のイからハまでに掲げ 当該イかな からハまでは職業訓練推進 に進 定団 はなる額は 中 小 建 設 事

の事業年では、一の事業年では、一の事業年では、四分の三)に相当する額(そのっては、四分の三)に相当する額(そののときは、九十万円)(岩手で増額したに係る賃金を一定の割合以上で増額したに係る賃金を一定の割合以上で増額したの。 相 当する額 (その 額 が 同号口の貸与に要する経費の三分手県、宮城県又は福島県においてする額(その額が九十万円を超え上で増額した中小建設事業主にあの五分の三(その雇用する労働者 二百 万円 を超 えるときは 年 度に 0 二百

> ス 助 成 金

等

第 七条

2

て、第二号に定める額を支給す第三十一条に規定する職業訓練訓練法人(職業能力開発促進法金は、第一号に該当する建設事 建設分野若年 者 力開発促進法 及 (び女性 (業訓練法人をいう。)促進法(昭和四十四 以事業主、 するもの 魅 力 あ る 和四十四年法律第六十四号、建設事業主団体等又は職る職場づくり事業コース助 とする。 以下 同 ľ に 号 業 助 成 対

業成

(略)

は職業訓練推進一次のイからる 次のイ・ 進団 ハま 体に応じて、 でに掲げる建設事業 当該 イか 主、 5 建設 ハまでに 事 業主団 定め る 体 額 等

又

する職業訓 める額を支給するものとする。 る職業訓練推進団建設分野作業員宿 イ 〜 団体又は中小は14条等設置助4 小建設事業 が成コース 間 業 ス主 助 に成 対 金 は、 L 第 第二号に該 定当

(略)

業主に応じて、光一 次のイからハナ 当該イ か掲 らげ らハまでに定める短ける職業訓練推進日 額団 体 又 は 中 小 建 設 事

っては、四分の二に係る賃金を一宮同号ロの貸与に悪 は、一の事 前 房口に該y 相 「する額 「分の三)に相当する額(その額が一を一定の割合以上で増額した中小i(与に要する経費の五分の三(その) 当する (その 中 小 (岩手県、 建 額 同号ロの貸与に要1手県、宮城県又は 設 が 二百 事 業 万円 主 を超 0) が六十 要する経 えるとき 事 建雇設用 福 島 年 ときは、二百一年の三分の経費の三分の経費の三分の一方円を超え する労 事 度 ず業主にありる労働者 に 0

定次 万 に の前円

(事を) (1)・2) (略) (2) (略) を超えるときは、一を超えるときは、一 (1) 又は(2) に該が は、二百万円) 成規定に定める額の領(当該(1)又は(2)の領(当該を対してはのの区域) (当該を対してはのの区域) (当該を対しては、二百万円) 当する 額の合計額)(その額が二百万円20のいずれにも該当する場合にあの区分に応じて、それぞれ当該規設事業主 一の事業年度につき、

5 するものとする。 ·建設事業主等」という。)に対して、第二号に定める額を支給事業主又は中小建設事業主団体等(以下これらを総称して「中建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建

イ及び口に 次のイ及びロ 定 足める額に掲げる中で 小 建 設 事 業 主 等 \mathcal{O} 区 分に応じて、 当

イ該

者に係る賃金を一 せ た建設労働^は 労働 L た専門的 協 約若しくは就業規則に定めるところにより で一定の割合以上で増額し、 は者一人につき、三千八百円 は当する中小建設事業主 当: 一定の割合以上で増額した中な知識若しくは技能を習得し 建設事業 ところにより、職務にした中小建設事業主又出てその雇用する労働 一小建設事業 のる労働

で、第二号に定める額を支給するものとする。で、第二号に定める額を支給するものとする。という。)に又は建設事業主団体等(以下「建設事業主等」という。)に設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事成金の支給の対象となった日に限る。)の数を乗じて得た額成金の支給の対象となった日に限る。)の数を乗じて得た額は、当該認定訓練を受けさせた日(人材育成支援コース助額した中小建設事業主」という。)にあっては、四千八百円額した中小建設事業主」という。) 項 第二号ロにおいて「その雇 係る賃金を 用 する労働者に係る賃金を増 業主

対して、 業主又は建 6

建 設

口 に イ及びロ 定め Ś 掲 げる建設事業 主 等 0 区分に応じて、 当該

万

、 める (1) 号 当該 の合計額) (その額が二百万円を超えのいずれにも該当する場合にあっては区分に応じて、それぞれ当該規定に定小建設事業主 一の事業年度につき、 のの区小 えは定

小建設事業主等」という。)に対して、第二号に定める額を支給設事業主又は中小建設事業主団体等(以下これらを総称して「中建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建るときは、二百万円) するものとする。

びロに定める額一 次のイ及びロに に 掲 げ る中 小 建 設 事業 主 等 に . 応 じ

当

該

イ

及

)の数を乗じて得た人材育成支援コースあっては、四千八五 せた建設労働者 (略) 者に係る賃金

6

当

「する建

設

に事

イ

定める額

対して、第二号に定める額、業主又は建設事業主団体等建設労働者技能実習コー 次のイ及び ¹ 口 に 掲 げ る建 額を支給するものとする。等(以下「建設事業主等」に一ス助成金は、第一号に該出 設事業主等に応じて、 لح 当 該 11 う。 イ 及 び

(1)額(2)能 実 げ 1 る場合の 行 1う場 該 当 す の合区に Ź あ中 分に応じ つ小 て建 は設 て、 事 建業 そ設主 れ事等 ぞ 業 れ主女 当 等 性 該 労 働 規 定次者 にのに 定(1)係 め又る るは技

定たそ特数のめ特の定が雇 合てこあ中小に以は その七特 のをなは 主き習 知 就 以はの 小規お 技 0 上 、产 て三十元建設事が、模建設 定 十イ ٧١ 能 るところ 他 に 識 業 上 で 定 雇 小 用 規模人する 一で増のお すそ 規 て 小 お \mathcal{O} 若 増 を習得したと認 小 用する労働者に係る賃金を一定の規模建設事業主」という。)にあ十人以下であるもの(以下このイする雇用保険法第四条第一項に規負担した額)の五分の四(中小建 用 負 L \mathcal{O} 中 るの建 割 則 額 規 担該 た(1) L 「その 11 野業主の くは 合以 労 他設 て に 額七い 五. した特定 模 小 技経に 以下であるもの性用保険法第四人に額)の五公人に額)の五公人になる。 て 定 (その 歳 建 建 の事 L そ £ (その雇用されて) 設 設 者中業 た より、 \mathcal{O} 技 8 -小建設 以事業主 特 るところに 額す 0 で 能 事 業 増 を 習 係 建 雇 る 定 る設とい 主 用額 中 める労働 職 五係登技 する労 務には 四分る録能条の受教実 又 L 得 小 する労働 う。 た特 は 金業 L 建 第一項(中の項)の たと 関労 労 を主 ょ 設 ŋ 者に 働 働 働 一に 定 事 連 者に 認 定あに者 中 業 し 協 協 者に係る賃金を一: 寒主」という。) ̄ のっあ に 係 た う等 約 小 \Diamond 職 主 約 0 イ及び 規定す って る労 る賃 務に 割て 係 又 のあ 若 建 規建ちにた 専門的な知識若しくおしくは就業規則にの割合以上で増額しめっては四分の三 る賃 は 合は 設 設当委場 金を 二は 働 < 以 事 関 労 該託合 い口においてりる被保険者の 金を 業主 者に 連 働 は 協約若 L 定の た 係る賃金 増似以 にあっ 九)、特定 に専門 額九分 定 下こ 割 しく した しく \mathcal{O} \mathcal{O} ~ 割 +的 定 ㅁ 슴 に

> (2) 能 実 前習 号 掲 げる区 をイに !う場 該 分に応じて、 「する 合に あ中 つ小 7 建 そ は設事 れ 事 ぞ建業主 当事等 該 業 規主女 等性 定 に 労 定 働 め次者 るのに 額(1)係 又る は技

(1)

で分三設たそ特数の 技業 設 すそ るの増の十事特の定が雇労他額七五業定雇小二用 五 能 主事 分 規十 \mathcal{O} す L ける労働 模 る を 担 該 た(1) 行うと 以 建 雇 L 技経に 建っ係建小設てる設建 設 下用 た能費該 はる賃金を一定の はる賃金を一定の はる賃金を一定の では、五分の三 で雇用する労働 で雇用する労働 者に定 0) 設 事 で 用 実の当 保 技 する労働が、三分の って 者に 係 建 る賃事 兀 分 金 九)、九)、 を一 \mathcal{O} 上側額し、 あ者(たそ十割っし っに建中の七合てあ中増のい。 て係設小雇、以はつ小額三て者ち事に で、重建用、上十て建し、「のそ業と 額し ŋ 円に割て係設小雇 を相合はる事建用

度す建の係た る設 で る額事に 質門 る設が相賃事女当 約 中い以は定 が女性労働が とする。) 小 8 しく 一で増 金 能 るところ 業 建 金を一定の割合以上で増額し業主にあっては、五分の三(性労働者に係る技能実習を行する額(建設事業主等(中小建設事業主」という。)にあ を習 一の 業主」と お 金的 を な は 額 V て 「得したと 知 就 したその 業規則 定 「その 識 技能 若 \mathcal{O} ょ 1 割 しくは ŋ に定 他 認める 職 0 中 技 \emptyset 務 るところ に 能 小 労 を習得 額した建設事業主又は労働協三(その雇用する労働者に係を行うときは、三分の二(建中小建設事業主等を除く。) 建 働 関 いて、一人当たり十万四っては、四分の三))に労働者に係る賃金を増額 額した る賃 設 者 連 事 に L に 金 L 業 係 た 建設事業主(以下こたと認める労働者に 主 ょ を る 専 ŋ 増 賃 門 五額 金 的 一分の三) 下この を 職 な 務に関連 知 定識 円を相した イ の若 他 に 割し にのお

いって つ労他たつ事その習て働の特で業の五に 国に係る受講料のうち当該中小建設 国に係る受講料のうち当該中小建設 大田子の四(特定小規模建設事業主にあっては、十分の九)、特定 では十分の七(その雇用する労働者に係る賃金を増額した。)に相当する額(建 事業主等を除く。)が女性労働者に は、五分の三))に相当する額(建 事業主等を除く。)が女性労働者に では、三分の二(建設事業主にあっては、二分の世 は、五分の三))に相当する額(建 事業主等を除く。)が女性労働者に では、三分の二(建設事業主にあっては一分 一人当たりトラリ・ラー・に \mathcal{O} 前 たり十 方円 で度とす 増額した建設事業主側者に係る技能実習観(建設事業主等 完まる の建 建設事業主に を増える をもしる をも 技 能 実 習

定の割合以上で増 行うものにあっ 一二十分の九)、 二十分の九)の 二十分の九)の 二十分の九)の 二十分の九)の 二十分の九)の にあっ (2))に以 にの習 が相上 五に あ 号 イ って 分係 0 る 労働者に係る技能実習を行うときは、労働者に係る技能実習を行うときは、五人(その雇用する労働者に係る賃金を九(その雇用する労働者に係る賃金を九(その雇用する労働者に係る賃金を九(その雇用する労働者に係る賃金を力のであっては十分の七(その雇用する労にあっては十分の七(その雇用する労しかであって三十五歳未満の者に係る は四受(2) 上四(講に分中料該 中増の小のう うちる . した特定-一(その雇E 建 設 当 設 事 業主 該 事 業 中 上小規模 上のうち 上のうち 小習 主 規模建設事業 0 を うち 設 行 0 設働定業 特 建設事業主用する労働を 定 事者小主場 係る技 小 業に規等合 主 五を主 主係模が 規 土等を除く。 三分の三) 三分の三)) ここを登ります。 模 に 化能実習を 建 あっては 上 を 主 は 大能 設 事 業

主

にあって

五.

分の

(その

雇

用

す

, る労働

口 ・に係る賃々 ・に係る賃々 ・に係る賃々 を受けさせた日数 とする。 前 建 設 口 労に 働該 者 では、 一人につき 一人につき 一人につき た額 円) を増って、 当 に(該あそ技 額 て に、た って は、 の能 た 雇 実 習 働 を実習について、 をの割合以上で増額した をの割合以上で増額した が五百五十円) が、八千五百五十円 が、八千五百五十円 が、大手三さ

たの一定てあ者 額技万のはっにた 能五割、て係建

白

分

んを限

度とす

る。

を

乗

て 得 った 日

あ

た前

号

該 当す り十

1一人に サイカ円

に、当該技能実習を受けさせたした特定小規模建設事業主にあ四(その雇用する労働者に係る工十円) (特定小規模建設事業の割合以上で増額した中小建設事業の制金以上で増額した中小建設事業の制金以上で増額した中小建設事業

る 賃

日数 (一 を受けさ に を 一 に あっては、 一 に あっては、 一

業設用習

五十円) (性の)割合以上につき、七二

口人四

· を 限 相 合 当 以

歴設事業

当 分

たのを

「する 上

る

定

0

割

で

L た の建

技 設

能事

実 業

にに つあ いっ

てて

主

習

7

7

略

附

則

略

附 則

1 施

日

2

千いコる遇

(経過措置)平成三十一年回を受けるためのあるのである場合・十三百五十円」・十三百五十円」・十三百五十円」・1とあるのは「

の支給に係る第七冬場合の中小建設事業めの取組を行っていてはきせた建設労働年四月一日から令和

験 日

、ら令和七年三月 ・ 1 一万百十円」レースのは「一万百十円」レあるのは「八千三下中小建設事業主に対する建設、中小建設事業主に対する建設、中小建設事業主に対する建設、中小建設事業をであるのは「八千三下であるのは「一万百十円」レースのは「一万百十円」レースのは「一万百十円」とあるのは「一万百十円」とあるのは「一万百十円」とあるのは「一万百十円」という。

五「六二設業十八十号労安

と百五

る十

円 五 の 者 局 に まで

の円九つ習め処す

と、「Lに応じたに応じたに応じたに応じたに応じたに対対に対対した。」と、「Lに応じたに対対した。」と、「Lに応じたに対対した。」と、「Lに応じた」」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」」と、「Lに応じた」と、「Lに応じた」」」と、「Lに応じた」」」に、「Lに応じた」」」に、「Lに応じた」」と、「Lに応じた」」」に、「Lに応じた」」に、「Lに応じた」」に、「Lに応じた」」に、「Lに応じた」」に、「Lに応じた」」」に、「Lに応

は

万

千

兀

百

Ŧī.

す

こ」とあ 千六

百

九

千四 円

1

日

2 (新設) (新設) る技能実習を受けるための るものである場合 るものである場合 であるの本 イ三百五十円」と りとあるのは「セチューとあるのは「セチュース助成金の本 のである場合 万 千 兀 百五円とある。 支給 لح す 五 「六二設十八十号労 業経安験 日 円千円の者局 ま で

- 66 -

附 則

施行期日

第一 この省令は、 令和六年四月一日から施行する。

雇用保険法施行規則の一 部改正に伴う経過措置)

第二条 第 条の規定による改正後 雇用保険法施行規則第百二条の三第二項の規定は、 この省令の施行の

 \mathcal{O}

日 「施行日」 という。) 以後に対象期間 (<u>雇</u> 用保 |険法施行規則第百二条の三第一項第二号イ||

定する対象期間をいう。以下この項において同じ。) 0 初日がある休業等 (同号イに規定する休業等をい

う。 以下この項において同じ。)又は出向 (同号ロに規定する出向をいう。 以下この項において同じ。)

について適用し、 施行日前に対象期間の初日がある休業等又は出向については、 なお従前の例による。

2 施行 日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則 (以 下 「旧雇保則」 という。) 第百二条の

五第二項第一号イに規定する再就職援助計画 (次項において単に 「再就職援助計画」という。)を公共職

業安定所長に提出 「求職活動支援基本計画書」 した事業主又は同項第二号イに規定する求職活動支援基本計画書 という。) を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該再就職援助計 (次項におい て単に

画又は当該求職活動支援基本計画書に係る同項の規定による再就職支援コー ス奨励金の支給については、

な お従前 の例に

3 施行日 前に再就職援助計画について旧雇保則第百二条の五第二項第一号イ⑴の公共職業安定所長の 認定

を行った事業主に 対する同項の規定による早期雇入れ支援コ Ż 、奨励: 金の支給については、 なお従前 \mathcal{O} 例

]

て同項第二号イ2の提出を行い、

同条第七項第

一号

 \mathcal{O}

雇

入れ

に 、よる。

を受け、

又は求

職

活動支援基本計画書につい

4 施行 日 前 に 旧 雇保則第百四 条第 号ハ(1)に規定する無期雇 用転 換計 画を独立行政 法人 高 齢 障 害 求職

者 雇用支援機構理事長に提出 した事業主に対する当該無期雇用転換計画に係る同条の規定による六十五歳

超 雇用 推進助成金の支給については、 なお従前の例による。

5 施行 日 前に旧 雇保則第百十条の四第二項第一号イに規定する中途採用計画を都道府県労働局長に提出し

た 事 業主に対する当該中 途採用計 画 に係る同項の規定による中 途採用拡大コ] ス奨励金の支給に つい 7

は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例による。

6 施行 日 前 に旧 雇保則第百十条の四第三項第一号イに規定する移住者採用計画を都道府県労働 局 長に 提出

した事業主に対する当該移住者採用計画に係る同項の規定によるUIJターンコース奨励金の支給につい

ては、なお従前の例による。

7 施行日 前に対象となる男性被保険者に旧雇保則第百十六条第三項第一号イ②に規定する育児休業を開始

させた事業主に対する同項の規定による出生時両立支援コ] · ス助 成金の支給については、 なお従 前 \mathcal{O} 例に

よる。 ただし、 施行 日前に 開始した当該育児休業について同項の 規定による出生時 一両立支援コ ス 助 成金

の支給を受けた中 小企業事業主であって、 施行日後に対象となる男性被保険者に第 一条の 規定による改正

後 の雇 用 保険法 施行規則 (以下この項において 「新雇保則」 という。) 第百十六条第三項第一号イ(2)

定する育児休業を開始させたものに対する同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給について

は、 保則第百十六条第三項第二号イ①の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保 施行日前に旧雇保則第百十六条第三項第一号イ②に規定する育児休業を開始した男性被保険者を新雇

険者とみなして、同号イ2及び3の規定を適用する。

8 施行 日 前 に旧 雇保則第百十六条第八項第一 号口 (1) 文は ハ(1)に規定する育児休業から復帰し た被保険者を

雇用する事業主に対する同項の規定による育児休業等支援コース助成金の支給については、 なお従前 の例

による。

9 施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ハ②に規定する導入・運用計画、 同号ニ(3の人事 評価制度

等 Ö) 整備 に関する計画又は同号へ22に規定する実施計画を都道府県労働局長に提出 した事業主に対する当

 \mathcal{O} 規定に よる人材確保等支援助 成 コ 1 ス 助 成 金の支給については、 なお従前 \mathcal{O} 例に 、よる。

に 対する当該計 画に係る同項の規定による障害者職業能 力開 発コ] Ż 助成金の支給については、 なお従前

0 例による。 10

施行

日

前

に旧

雇保則第百二十五条第五項第

号 イ

. О 計

画を

都道·

府県労働

局長に対

して提出

した事業

主等

該

導入・

運

用計

画

当該

人事

評価

制度等の整備に関する計画又は当該実施計画に係る同項及び同

条第一

三項

11 施行日前にその雇用する被保険者に旧雇保則附則第十七条の二の二第一項第一号に規定する有給休暇を

合計して五 日 (同項第二号ロに定める額を支給する場合にあっては、 十月) 以上取得させた事業主に対す

る 同 項 \bigcirc 規定による介護離職 防 止支援コ 1 ス助 成金の支給につい ては、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

12 施行 日 前 に対象となる被保険者 に 旧 雇 保 則附則第十七条の二の 四第 項第一 号イ又は 口 に 規定する有給

休 暇を取得させた事業主に対する同項 の規定による育児休業等支援コ ース 助成金の支給については、 なお

従前の例による。

13 施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号ロ⑴に規定する自発的職業能力開発訓練を実施した事

業主に対する同項の規定による人への投資促進コー ス助成金の支給については、 なお従前 の例による。

14 施行日前に旧 雇保則附則第三十四条第二項第一号へ(1)(三に規定する措置の適用を受ける一 定数の被保険

者 が 生じた事業主に対する同項の規定による人への投資促進コ · ス助 成金の支給については、 なお従前 \mathcal{O}

例による。

、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一 部

改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式 (次項において 「旧様式」とい

う。) により使用されている書類は、 同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用する

ことができる。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一 部改正に伴う経過措置

第四条 施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の

二第四項第一号ロに係る届出を都道府県労働局長に行った中小建設事業主に対する同項の規定による建設

分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、 なお従前の例による。